

第 3 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成21年6月25日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成21年6月25日（木曜日）

午前10時1分開議
午後0時3分休憩
午後1時29分開議
午後2時10分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補
正予算（第1号）

議案第7号 熊本県森林整備促進及び林業
等再生基金条例の制定について

報告第1号 平成20年度熊本県一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第9号 地産地消の推進に関する施策
の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

- ①農地改革プランについて
- ②国営川辺川土地改良事業（利水事業）
の現状と今後の進め方について
- ③中山間地域等直接支払制度について

出席委員（8人）

委員長 九谷弘一
副委員長 高野洋介
委員 村上寅美
委員 前川 收
委員 平野みどり
委員 城下広作
委員 井手順雄
委員 濱田大造

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長 廣田大作
次長 福島 淳
次長 藤井正範
次長 加納義英
次長 下林 恭
次長 堤 泰博

農林水産政策課長 白濱良一

団体支援総室長 牧野俊彦

団体支援総室副総室長 浜田義之

農林水産政策監兼

団体検査室長 加久伸治

農村・担い手支援課長 村山栄一

農業技術課長 渡辺弘道

農産課長 麻生秀則

園芸生産・流通課長 城 啓人

畜産課長 高野敏則

農村計画・技術管理課長 宮崎雅夫

農林水産技術管理監兼

技術管理室長 山本一登

農村整備課長 大薄孝一

首席農林水産審議員兼

森林整備課長 織田 央

林業振興課長 藤崎岩男

森林保全課長 久保尋歳

水産振興課長 神戸和生

漁港漁場整備課長 尾山佳人

事務局職員出席者

議事課課長補佐 鹿田俊夫

政務調査課課長補佐 植木野美紀子

午前10時1分開議

○九谷弘一委員長 それでは、ただいまから
第3回農林水産常任委員会を開会いたしま
す。

初めに、本委員会に付託された議案を議題

とし、これについて審査をいたします。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆様は着席のままで行っていただきたいと思います。

それでは、廣田農林水産部長から総括説明を行い、続いて各課長から順次説明をお願いいたします。

廣田農林水産部長。

○廣田農林水産部長 初めに、有明海で発生しておりますアナアオサの発生状況などにつきまして、去る6月8日、九谷委員長、高野副委員長並びに委員の先生には、現地を視察いただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、御提案しております議案の概要について御説明を申し上げます。

今回提案しておりますのは、平成21年度一般会計補正予算と条例1件及び報告事項2件でございます。

まず、一般会計補正予算についてでございますが、総額126億円余の増額補正となっております。当初予算と合わせた補正後の部の一般会計予算総額は769億円余となっております。

補正予算の内容は、主に国の経済対策に対応したものでありますが、その概要について御説明を申し上げます。

まず、農業関係では、県産食肉の販路拡大・ブランド化などのための食肉輸出認定施設の整備、農業生産性向上のための米等の乾燥調製施設などの改修に対する助成等を行うとともに、新規就農者や農業後継者に対する研修環境を充実するため、農業大学の施設整備を行います。

林業関係では、森林整備の加速化と林業・木材産業等の地域産業の再生を図るため、森林整備促進及び林業等再生基金を造成して、

基幹的な作業道の整備、列状間伐、木材加工流通施設や公共木造施設整備等を行うなど、木材の安定供給体制づくりから利用拡大までの取り組みを一体的に支援してまいります。

水産業関係では、漁港漁場施設の整備、漁場の作れい・覆砂を行うほか、放流用種苗を生産する施設に太陽光発電設備の設置を行います。

このほか、くまもと地産地消推進県民条例の制定を受け、地産地消の事業として、小中学校の給食への県産米粉パン導入に対する支援や、地産地消協力店と連携したクーポン券発行による県産農林水産物などの認知度アップを図る事業を実施するとともに、木造住宅の新築及びリフォームをされる方に県産認証木材と畳表を提供するくまもと地産地消の家づくりに取り組みます。

なお、公共事業に係る平成21年度当初予算及び平成20年度の繰越予算の上半期契約率につきましては、特別な事情があるものを除き、8割を目指し最大限努力いたします。

また、先日、本議会で土木部長が答弁いたしました入札方式及び最低制限価格の見直しについては、全庁的に対応することとなります。

次に、条例案件でございますが、先ほど御説明いたしました熊本県森林整備促進及び林業等再生基金の設置条例を制定することといたしております。

また、報告事項といたしましては、平成20年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成21年度の県における地産地消の推進に関する施策の報告を提出しております。

以上が今回提案しております議案の概要でございますが、詳細につきましては、後ほど担当課長及び総室長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、その他報告事項といたしまして、農地改革プランほか2件を予定しております

が、このうち川辺川土地改良事業について御説明を申し上げます。

国営川辺川土地改良事業につきましては、現在、事業休止の状況にあります。相良村議会が、既設導水路活用案での事業推進を決議されるなど、地元の合意形成に向けた動きも見られます。

県といたしましては、引き続き地元の動向等を見きわめつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明を申し上げます。

以上、どうぞよろしく願い申し上げます。

○九谷弘一委員長 補正予算案等、条例等議案もある場合は、条例等議案まで御説明をお願い申し上げます。できるだけ簡潔をお願い申し上げます。

白濱農林水産政策課長。

○白濱農林水産政策課長 それでは、御説明申し上げます。

農林水産政策課でございます。

資料の1ページをお願いいたします。

平成21年度6月補正予算の総括表でございます。126億141万円余の増額補正でございます。

2ページをお願いします。

農林水産政策課の補正予算でございます。農政企画推進費に300万円の増額補正をお願いしております。

説明欄に記載しておりますが、こだわり産品地産地消促進事業として、地産地消協力店の協力によるこだわりの県産品のクーポン券の発行と県産品の広報PRに要する経費を計上しております。

24ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

この事業は、農業研究センターの採草地に対する地元からの売却要望を契機といたしま

して、県が所有する国の家畜改良センター熊本牧場跡未利用地を再編整備し、農業研究センター等による利活用を図る事業でございます。

繰り越しの理由でございますが、平成20年度6月の肉づけ補正予算で御承認いただいた後、実施設計を行い工事に着工する予定でしたが、隣接する農業公園では、秋冬にJA植木まつり等の大型イベントが集中する時期であったため、来園者の安全を考慮しまして、秋冬の工事を避け繰り越したものでございます。現在、9月末の竣工を目指して工事を進めているところでございます。

37ページをお願いします。

熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例の制定についてでございます。

39ページをお願いします。39ページの概要で条例を御説明いたします。

本基金は、経済危機対策として国の補正予算に計上されました森林整備加速化・林業再生事業費補助金、全国規模で1,280億円ございますが、これを財源に県に基金を設置するための条例を制定するものでございます。

条例制定の趣旨でございますが、地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中で、間伐等による森林整備の促進及び間伐等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図るために基金を設置することとしております。基金の規模は40億円を予定しておりまして、事業の実施は平成21年度から平成23年度までの3カ年となっております。今回の補正予算では、団体支援総室など3課で事業を計上しておりまして、各課から予算説明の中で紹介させていただきます。

40ページをお願いします。

地産地消の推進に関する施策の報告でございます。

申しわけありませんが、46ページをお願い

します。

地産地消条例の各施策の概要及び条例推進のための取り組みなどを記載しております。

まず、平成21年度の地産地消に関する施策につきまして、今回の6月補正予算の事業も含め、9部局から64事業を関連施策として上げております。これらの施策を、地産地消に関する情報提供と普及啓発を初め、大きく5つの項目に整理したところでございます。

本年2月議会のくまもと地産地消推進県民条例の制定を踏まえまして、21年度当初予算でも多くの施策を計上しているところでございますが、地産地消の推進が地域の経済活動に与える影響はかなり大きいものと考えられますことから、今回の6月補正予算においても、経済対策の一環として、さらに幾つかの事業を追加しております。

48ページをお願いします。

主なものとして、48ページ番号18の県産米粉パンの学校給食への週1回の導入や、番号19の球磨焼酎等ブランド確立推進事業がございました。これらは、部局間の壁を超え、県産農林水産物を教育委員会や商工観光労働部が一体となって実施する事業でございます。このような部局横断的な事業が今回要求できたのも、ひとえに条例制定の効果と考えております。

52ページをお願いします。

その他、52ページ番号46ですが、熊本県産の木材と畳表の利用拡大に向けた地産地消の家づくりなどに取り組む予定でございます。

55ページをお願いします。

条例推進に係る取り組みについて御説明いたします。

まず、条例制定を受けまして、(1)のとおり、庁内における推進体制として、5月にくまもと地産地消推進庁内連絡会議を設置いたしまして、早速会議を開催したところでございます。今後、農林水産部を初め、各部局が相互に連携をとりながら、施策を推進してま

いりたいと思っております。

次に、条例では、県を初め、市町村、生産者、事業者及び県民に対して、その責務、または役割が記載されております。そのため、(2)及び(3)のとおり、条例制定後、速やかに出先機関を含めた県の各部局、さらには、市町村や関連団体等に条例制定について周知を図ったところでございます。

また、条例では、県の責務として公の施設や主催する行事等におきまして県内農林水産物を優先的に提供するよう努めることとなっておりますので、庁議等におきましても条例の周知を行ったところでございます。

それ以外にも、(4)及び(5)におきまして、国に対する施策の要望活動や出前講座、ラジオ等の広報媒体を通じました県民に対する条例の周知を行ったところでございます。

今後も、あらゆる機会を通じまして条例の周知を図る一方、生産者や事業者、消費者等の組織との連携につきましても進めてまいりたいと思っております。

農林水産政策課分は以上でございます。よろしくをお願いします。

○牧野団体支援総室長 団体支援総室でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

補正予算案の関係分で、団体支援総室では全部で3件補正予算を計上しております。いずれも、今回の県の経済危機対策に関するものでございます。

まず、3ページ上から2段目の流通体制整備促進費ですけれども、609万7,000円の増額でございます。右側の説明欄ですけれども、新規といたしまして、地方卸売市場食品等検査体制整備事業を実施することとしております。

内容は、熊本地方卸売市場いわゆる田崎市場ですけれども、ここで取り扱います青果物の残留農薬の簡易検査を行うために、同市場

が行います機器整備等に対しまして、初期投資分を助成するものでございます。なお、財源は国庫支出金となっておりますが、今回の臨時交付金でございます。

次に、中段の農畜産特別資金助成費でございますが、一番右側の説明欄ですけれども、今回の国の経済危機対策におきまして、新たな畜産関係の金融制度が追加実施されております。これに即応いたしまして、新規ということで、畜産経営維持緊急支援資金融通事業ということで実施するものでございます。

内容は、肉用牛、それから酪農経営の大家畜農家におきまして、負担軽減等のために借りかえをされるという資金について当初の2年間無利子にするということと、それから償還期間が長期の資金を提供するというものでございます。利子補給でございますが、市町村の取り組みに対する補助ということでございます。

なお、左側の欄で補正額が空欄となっておりますが、これは制度上実際の利子補給が始まりますのは来年度になりますので、現在空欄としてございます。必要な予算につきましては、来年度の当初予算で計上することになります。

それから、最後に一番下の欄でございますが、林業金融対策費5,000万円の増額補正でございます。

これは、右側説明欄でございますが、新規の森林整備加速化・林業再生事業ということでございます。これは、先ほど農林水産政策課から説明がありました基金条例案により設置いたします林業整備促進及び林業等再生基金ですね。これを活用した事業でございます。

事業内容といたしましては、素材生産業者、森林組合、木材加工業者等がこの基金を活用した事業資金の中で間伐業等を行う場合に必要となる運転資金に関しまして利子の3分の2助成を行うものでございます。

4ページになりますけれども、団体支援総

室合計で5,609万7,000円の増額補正でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○村山農村・担い手支援課長 農村・担い手支援課でございます。

説明資料5ページをお願いいたします。

農業大学校費でございます。すべて国庫支出金でございます。1億8,900万円余をお願いしております。

説明欄でございますけれども、新規ということで、担い手育成研修教育施設整備事業でございます。これは、新規就農希望者や農業後継者の研修環境の整備ということにしておりますけれども、農業大学校で老朽化した果樹・野菜等の耐候性ハウス、それから畜産の搾乳施設設備、それから、旧学生寮を改修いたしまして農産加工室やシャワー室を整備するものでございます。

それから、資料の25ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

2つございまして、まず、上が経営構造対策事業費でございます。金額が5億5,000万円余のところ5,300万円余の繰り越しを報告するものでございます。

繰り越しの理由でございますけれども、昨年当初予算で予算化いたしました和水町の三加和地区ライスセンターの整備でございます。工事の施工に伴い発生する騒音問題等について地元との調整に不測の日数を要したためでございます。これにつきましては、まもなく竣工の予定でございます。

それから、下段の農業大学校施設整備事業費でございます。これにつきましては、9,200万円余のところ8,000万円の翌年度繰越額を御報告するものでございまして、これは先ほど申しました農業大学校の改修の継続的なものでございますけれども、ことし2月補正で予算化したものでございまして、計画の策

定等に日数を要したためということにしております。これは、内容的には、古い学生寮を改修いたしまして研修生のための教室や談話室、トイレなどを整備するものでございます。

以上、2件でございます。よろしくお願いいたします。

○麻生農産課長 農産課でございます。

6ページをお願いします。

農産課は、4つの新規事業を提案させていただいております。

まず、第1点につきましては、い業振興対策費の中の安全安心くまもと豊表トレーサビリティ緊急確立事業ということで1,425万円の増額補正でございます。これは、熊本の豊表を表示するタグを挿入するための経費と、それを消費者へ周知徹底するための支援のものでございます。

次に、国庫事業でございます。経済危機対策事業というふうに書いてございますが、強い農業交付金ということで国の方ではあっております。これにつきましては、本県としては17億9,000万円余の増額補正ということで、内容につきましては、カントリーライスセンター等の施設整備、荒茶加工施設、それから果樹・野菜の選果整備等に対して補正を行うものでございまして、現在国に要望をしているところでございます。

続きまして、水田営農活性化対策事業でございます。これは、先ほど政策課の方からも地産地消の関連で御説明がございましたけれども、県産米粉パンの地産地消促進事業ということで6,037万円余の補正をお願いしてございます。

これは、くまもと地産地消推進県民条例の制定を受けまして、県産米粉を県内小中学校に導入するための支援でございます。このことにつきましては、全国に先駆けて週1回米粉パンを導入する、米飯と合わせて4回のものでございます。

次に、第2番目でございますけれども、これも先ほど御説明がありましたように、球磨焼酎等ブランド確立推進事業としまして1,875万円の補正をお願いしております。これにつきましては、商工部と連携しながら、球磨焼酎等のブランド化を図るために県産米の生産、推進に助成を行うものでございます。

以上、農産課といたしましては、6月補正として18億323万8,000円の補正をお願いしております。よろしくお願いいたします。

26ページをお願いいたします。

農産課分として4件繰り越しをお願いしております。2億4,642万6,000円でございます。

1つ目につきましては、新規需要米生産製造関連施設整備事業ということで、これは製粉会社に米粉の製粉の機械を入れたものでございまして、これは特注の部品を入れるということで納期等がおくれたために繰り越しとなっております。

それから、生産総合につきましては、これは第2次補正予算でございますが、低コストハウス及び色彩選別機等を入れるものにつきまして、場所の選定及びこれも特注発注等から繰り越しとなったものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○城園芸生産・流通課長 園芸生産・流通課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

2件の補正予算をお願いしております。いずれも経済危機対策に関するものでございます。

野菜振興対策費でございますけれども、説明欄の園芸産地収益向上緊急対策推進事業2,200万円の増額補正でございます。

近年、夏場の高温化により、イチゴやトマトなどの花芽分化や定植後の初期生育が不安定で収量や品質が低下する状況が見られます。そのため、花芽分化や生産安定化を図る

技術対策をモデル的かつ緊急的に実施し、収益向上に取り組む産地を支援するため、機能性の高い資材等の導入に対して補助を行うものでございます。

次に、果樹振興対策費でございます。説明欄の園芸集出荷施設等改善緊急支援事業5,000万円の増額補正でございます。果実の選果精度を向上させ、熊本みかん、デコポンのブランド力を再構築するため、従来より精度の高い最新型の光センサー機器等の導入に対して補助を行うものでございます。

以上、園芸生産・流通課6月補正予算といたしまして、合計7,200万円の増額補正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

資料の8ページをお願いいたします。

畜産経営安定対策事業費のうちの熊本県食肉輸出促進対策事業費でございます。

この事業は、右の説明欄に書いておりますように、県産牛肉の販路拡大・ブランド化を推進するために、菊池市七城にあります熊本畜産流通センター、こちらの施設の輸出対応施設への整備に対して助成するものでございます。一応これは当初予算の方でも上げておりましたけれども、当初予算では21、22年、2カ年間をかけまして一応整備するということではございましたけれども、今回国の経済対策で国の補助事業、それと地域活性化臨時交付金、こちらを活用いたしまして、21年度の単年度で実施することとしております。補正額につきましては34億1,000万円でございます。すべて国庫支出金で対応するような格好で今検討しているような状況でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

これは繰越明許費でございますけれども、事業名といたしまして、公社営畜産基地建設

事業でございますが、これは飼料基盤の整備とあわせて畜舎、機械等を一体的に整備する事業でございますけれども、阿蘇東部、これは阿蘇市でございます。それと、宇城上益城地区、こちらの方でそれぞれ繁殖牛舎、堆肥舎等を整備することにしておりましてけれども、近隣との間で悪臭問題でちょっと反対運動が起こりまして、約3,200万円程度繰り越しを行ったところでございます。現在、阿蘇市、山都町におきましても、大体8月末ぐらいの竣工を目指して今工事を進めているような状況でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宮崎農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

補正予算につきまして御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

まず、農業農村整備調査計画費でございますけれども、説明欄をごらんください。

農業用水再利用対策モデル事業といたしまして、農業用水が不足する地域におきまして、排水路の水や雨水を利用いたしまして、施設園芸等に必要な農業用水を確保するための浄水装置や貯水槽などの施設をモデル的に整備するものでございます。あわせて、確保いたしました農業用水の水質、それから作物の生育等につきましては調査を行いたいというふうに考えております。

この事業につきましては、国の経済対策に係ります地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用することといたしまして5,000万円をお願いいたしております。

次に、下の段でございますけれども、森林総合研究所営特定中山間保全整備事業負担金及び10ページでございますけれども、海岸保全直轄事業負担金につきましては、起債の追加充分に伴います財源更生でございます。

以上、農村計画・技術管理課といたしまし

ては、総額で補正予算といたしまして5,000万円をお願いしております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

当課分といたしましては、1件、1億円の繰り越しというふうになっております。これにつきましては、昨年度の2月補正におきまして国の経済対策対応事業といたしまして予算化をいたしました簡易な生産基盤整備を実施いたします水田フル活用対応緊急基盤整備事業費で、要望がございます箇所の把握、それから詳細設計に時間を要しまして、年内の発注が困難になったことによるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○大薄農村整備課長 農村整備課でございます。

説明資料11ページをお願いいたします。

土地改良費でございます。

県営畑地帯総合整備事業以下4事業費につきまして、起債の追加充当あるいは地域活性化・公共投資臨時交付金の充当に伴う財源更生でございます。

農地防災事業につきましては、熊本市の沖新地区を含みます4地区の海岸保全区域で、高潮等から背後地を守るための堤防、護岸、消波工等の新設、改良を行うもので、今回海岸保全事業費としまして1億3,500万円の増額補正をお願いしているものでございます。

次に、繰り越しでございますが、29ページから31ページにかけて掲載しております。

31ページに合計を記載しておりますけれども、農村整備課合計といたしましては、県営かんがい排水事業ほか16の事業で15億8,800万円余の繰越額でございます。用地や計画設計に関する条件等でやむなく繰り越しをいたしておりますけれども、おおむねの工事の発注は終わっており、早期の効果発現が図られ

るよう今後とも努力してまいりたいと考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

13ページをお願いいたします。

初めに、森林計画樹立費で5,300万円余の増額補正をお願いしております。これは、説明欄にございます森林整備地域活動支援交付金事業におきまして、新たに森林の所有界を明らかにするための活動ですとか、あるいは台風被害などが発生した場合の被害状況を確認するための活動、こういったことを支援することとしたことによるものでございます。

その下の段の森林整備地域活動支援交付金基金積立金で1億円余の増額をお願いしております。この基金は、今ほど御説明いたしました森林整備地域活動支援交付金事業に要する経費のうち国費分を積み立てるものでございまして、先ほど申し上げたように新たな支援を行うことといたしましたので、それに必要な国費21年度分と22年度分を積み立てるものでございます。

一番下の段の森林整備促進及び林業等再生基金積立金で40億1,000万円余をお願いしております。

農林水産政策課からの条例の説明でもございましたように、この基金は、今回の経済危機対策で新たに措置されたものでございまして、今年度から23年度の3年間に行います森林整備の加速化と林業・木材産業の再生のための幾つかの事業に要する経費のうち国費分を積み立てるものでございます。

次の14ページをお願いいたします。

下から2段目のところに流域総合間伐対策事業費ということで4億円の増額補正をお願いしております。

説明欄にございます間伐等森林整備促進対

策事業、これは、基幹的な作業道の整備ですとか、効率的な間伐であります列状間伐等の実施に対して補助をする事業でございますが、これを追加して実施することとしたことによるものでございまして、この事業の財源は、先ほど御説明いたしました森林整備促進及び林業等再生基金でございます。

森林整備課の合計で45億6,300万円余の増額補正をお願いしております。

それから、32ページをお願いいたします。

繰り越しの関係でございます。32ページに掲げております4つの事業で森林整備課合計といたしまして7億7,800万円余の繰り越しを行っております。

このうち、2段目の森林環境保全整備事業費を除きます3つの事業につきましては、昨年度の2月補正で措置させていただきまして、今、森林内の作業道・作業路の整備に係る事業でございます、用地等の関係等で繰り越しをさせていただいております。

また、2段目の森林環境保全整備事業につきましては、これは森林所有者等が行います植栽ですとか間伐等を助成するメインの事業でございます、昨年度の梅雨前線豪雨等によりまして作業道が被災したことで労務を含みます資材の搬入ができなかったことで繰り越しをさせていただいております。いずれも年度内完了に向けて努めてまいりたいと考えております。

森林整備課関係は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○藤崎林業振興課長 林業振興課です。

資料の15ページをお願いします。

補正予算について説明します。林業振興指導費の県産木材需要拡大対策費ですが、本年当初計画しておりましたくまもとの森と木の家づくり推進事業とあわせまして、新規でくまもと地産地消の家づくり推進事業を実施するものであり、柱90本プレゼントの拡充と、

新たに畳表をプレゼントし地産地消を推進するものでありまして、2,400万円余の増額をお願いしております。

次に、林業・木材産業振興施設等整備事業費ですが、これは、熊本県森林整備促進及び林業等再生基金を活用しまして各種施設を整備し、林業・木材産業の再生を図るものであり、1億2,000万円の増額をお願いしております。

次に、林道費の林道事業費ですが、地域の基幹的施設となります林道の開設を経済対策として前倒しで実施し、雇用創出を図りますとともに、森林整備等事業効果の早期発現を図るものであり、3億5,800万円の増額をお願いしております。

以上、林業振興課としましては、総額5億210万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、33ページをお願いします。

繰越明許費について報告します。

木造公共施設整備事業費から現年林道災害復旧費の6事業におきまして、設計や計画に関する諸条件、用地関係及び資材の入手難、資材搬入路の被災等によりやむを得ず繰り越したものでありまして、42件、17億6,349万円の繰り越しとなっております。

なお、林道関係35件のうち7件は既に完了しており、早期完了を目指して頑張っております。

以上、林業振興課の報告を終わります。よろしくお願いたします。

○久保森林保全課長 森林保全課でございます。

資料の16ページをお願いいたします。

当課といたしましては、総額4億8,600万円余の補正をお願いしております。いずれも今回の経済対策に伴います事業箇所の前倒しでございます。

内訳につきまして、説明欄で御説明いたします。

治山事業といたしまして4億3,500万円余を計上しております。復旧治山等の事業でございます。山地災害等の緊急性の高い箇所の前倒しでございます。県内14カ所で事業を実施する予定でございます。

次に、中段の民有林直轄治山事業でございますけれども、これは、九州森林管理局が阿蘇市管内の民有林で実施しております民有林直轄治山事業の県負担金でございます。1,100万円余の補正をお願いしております。

最後に、保安林整備事業費でございますけれども、保安林の機能回復を図るための改植あるいは本数調整伐というふうなことで、保安林につきましては、4,000万円の補正をお願いしています。県内の9カ所で事業を実施する予定でございます。

今回の補正を行いまして、治山事業につきましては、総額58億9,200万円余となります。

続きまして、繰り越しについて御報告いたします。

資料の34ページをお願いいたします。

森林保全課といたしましては、総額13億500万円余の51カ所を繰り越しております。

繰り越しの理由といたしましては、計画設計に関する諸条件や用地関係の調整に不測の日数を要したこと等でございます。なお、5月末現在、治山事業箇所の18カ所が完了しております。今後、早期完了を目指して鋭意努力いたしてまいりたいと考えております。

森林保全課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○神戸水産振興課長 水産振興課でございます。

17ページをお願いいたします。補正について御説明申し上げます。

まず、栽培事業運営費でございますが、1億3,413万円余の追加補正をお願いいたします。

上天草市の種苗生産施設に太陽光発電シス

テムを導入し、施設の省エネルギー化を図るとともに、省エネ施設への転換を推進するものでございます。

次に、4段目の漁業取締費でございます。734万円の追加補正をお願いいたします。

漁業取締艇「第二ひかり」2.4トンの船外機エンジンがたびたび故障することから、これをディーゼル船内外機に交換するものでございます。

次に、繰り越しの方でございますが、35ページをお願いいたします。

3事業を一応お願いいたしております。いずれも20年度2月補正で緊急経済対策として実施した事業でございます。合わせて、繰越総額2億5,185万3,000円の繰り越しをお願いいたします。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○尾山漁港漁場整備課長 資料の19ページをお願いします。

漁港漁場整備課でございます。

水域環境保全創造事業費でございますけれども、内容といたしましては、干潟漁場におきますアサリ等の生産量回復を図るため漁場の整備を実施するものでございますが、県営及び市町村営合わせて2億4,080万円を計上しております。

次に、20ページをお願いします。

中段の広域漁港整備事業費でございますが、これは、県内の漁港・漁場整備で発生する残土を受け入れるための残土処理護岸の整備に4億円余を計上いたしております。

下段の地域水産物供給基盤整備事業費でございますが、地域に密着した漁港の外郭水域施設の整備に1億8,000万円を計上いたしております。

次に、21ページをお願いします。

上段の単県漁港改良事業費でございますが、右側の説明欄の1番の有明海域緊急水域環境保全創造事業といたしまして、有明海域

におけます覆砂事業を円滑に実施するための測量試験等及び2番の漁港漁場施設機能強化対策事業といたしまして、漁港漁場施設の小規模な改良や補修工事及び藻場造成等の計画を立てるための費用としまして1億5,500万円を計上いたしております。

下段の漁村再生整備事業費でございますが、地域の既存施設の有効活用等を通じた生産基盤や生活環境施設等の整備のため2億1,260万円を計上いたしております。

以上、22ページの下段に課の合計を記載してありますが、漁港漁場整備課11億8,840万円の増額補正をお願いしているところでございます。

次に、36ページをお願いします。

繰り越しでございますけれども、ここに記載しております8つの事業、案件にしまして24件になりますけれども、いずれも計画に関する諸条件、それから設計に関する諸条件等を理由としまして、やむなく15億6,336万2,000円の繰り越しをお願いしているところでございます。現在鋭意施工中で、年内には完成する予定でございます。

以上で説明を終わります。

○九谷弘一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 繰越明許の説明が全部ありましたけれども、昨年度の2次補正分の予算が繰り越されるのは織り込んであるというんですかね、当然だと思っております。しかし、それは会計上ちゃんと議会を通さなきゃいけないから昨年の2次補正分という部分であればわかるんですけれども、私の聞く限りは、いわゆる事故繰越と、今言ったような2次補正で繰り越しされたというのが何か課によってあいまいだったような気がして、最後に御説明なさったのは、どうも事故繰越なのかなと

しか聞こえなかった感じですけども、あれは2次補正じゃないんですか。

例えば、全部を言うと面倒くさいから全部言わないんですけども、最後におっしゃったのは、どこだったかな——漁港漁場整備課か、36ページね、これは大きいですよ。15億6,336万2,000円の繰り越しということですけども、これは事故繰越ですか。それとも昨年度の2次補正分なんですか。

○尾山漁港漁場整備課長 このうち、2次補正分が、広域漁港、地域水産物、漁業集落環境整備、それから漁村再生、それから単県漁港改良事業費の中の部分が2次補正に含まれております。それ以外は20年度の当初ということで事故繰越ではありません。

○前川収委員 事故繰越というのは言い方が悪いのか。要は、年度内でやるべきものが何かほかの要件で繰り越さざるを得なかったという部分がある部分と、2次補正部分と両方がまじっているということ。では、各課全部そうなんですか。

委員長、済みません。非常に繰り越しが大きいものですから、私は、当然、昨年度の2次補正分が昨年度の2月県議会で提案されて承認されたんですけども、それが年度内に消化されるはずがないというふうに思って、繰り越されるのが当然だと思って言ってるんですけども、その当然の繰り越しの部分と、いわゆる当初予算から組んであったものがちゃんとできなかったという部分と、2種類今回の繰り越しにはあると思うんですね。

総括的にでも結構です。割合として、この額全部がもし2次補正じゃないとおっしゃるのであれば、これはすごい繰り越しの額になってしまって何でという話になりますが、繰り越し——ほとんどが2次補正であれば、大体例年事業をやるときにいろんな要因があって繰り越さざるを得なかったというのは、こ

れはわかりますから、その辺がどうもわかりづらかったんですね、どっちなのかが——これは各課ごとしかわからないんでしょう。

○九谷弘一委員長 これは、各課ごとでわかるんですかな……（「各課ごと出る、じゃあそれぞれ」と呼ぶ者あり）

それでは、関係ある課から、それぞれ課名を述べて……。

○前川収委員 委員長、済みません。これとこれ以外は2次補正分ですという形でいいですよ、主なものだけで。これとこれは、要するに当初予算からあったのが未消化で繰り越されたということと、あとはもう全部2次補正分ですという、そういう言い方じゃないと、これはもう大変ですから。ざっとわかれば、それでもいいんですけれどもね。何割ぐらいが2次補正で、あとはいわゆる繰り越しですと、普通の繰り越しですという……。

○九谷弘一委員長 それでは、課名とページ数を言って説明してください。

○白濱農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

24ページをお願いします。

これは家畜改良センター熊本牧場跡地の再編整備事業費でございまして、去年の6月の肉づけ予算でつけていただきまして、それが秋のイベントシーズンがあったものですからちょっとその時期に工事ができなかったもので、これが繰り越しになりました。工期が足りずに申しわけありませんでした。

○村山農村・担い手支援課長 25ページ、農村・担い手支援課分でございますけれども、上段の経営構造対策事業費、これが昨年度の当初予算で計上したものでございまして、下段の欄が2月の2次補正分でございます。

○前川収委員 去年の2次補正か、それじゃないかだけでいいですよ。

○村山農村・担い手支援課長 上段の経営構造対策事業費が2次補正ではございません。

○麻生農産課長 農産課、26ページをお願いします。

下段の生産総合につきましては、2次補正でございます。上の新規需要米につきましては、1次補正でございますが、そこに書いてございますとおり大型粉碎機なるものが輸入品の特注品ということで、その発注がおくれたということになっておりますけれども、これはもう既に完成をしております。

以上です。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

畜産課は27ページでございます。これは当初予算でございます。当初予算を繰り越しております。

○宮崎農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

28ページでございますけれども、1億円繰り越しをさせていただいておりますが、これは昨年度の2次補正の事業費でございます。

以上でございます。

○大薄農村整備課長 農村整備課でございます。

29ページから31ページまでですが、これは当初予算の分でございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

32ページでございますけれども、4つ事業がございますが、2つ目の森林環境保全整備事業費、これは当初予算分でございます。

それ以外は2月補正分でございます。

以上です。

○藤崎林業振興課長 林業振興課です。

林業振興課分は33ページをお願いします。
一番上の木造公共施設整備、これは2次補正です。それと、次の林業・木材産業振興施設等に一部2次補正がございます。あとは通常分です。

○久保森林保全課長 森林保全課でございます。

34ページでございますけれども、森林保全課は当初が大半でございます。一部、12月に2億3,000万円余の補正をお願いしております。これについては繰り越し対象になっていきます。

以上でございます。

○神戸水産振興課長 水産振興課でございます。

35ページでございます。

3事業とも2次補正でございます。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課です。

先ほど申しあげましたように、2次補正の分は一部入っています。総額で40%ほどの繰り越しになっておりますが、概数でいきますと、当初が25%で肉づけが15%ぐらいかなというふうに今思っております。

○前川収委員 わかりました。わかりにくかったところもあったんですけど、私が言いたかったのは、繰り越しが多いことの原因が、昨年暮れの2次補正分は当然繰り越さざるを得ないということがわかってましたから、それが多いのは仕方ないということで、多いのが悪いというつもりで言ったわけではなくて、それがちゃんと分けられてないと、

計画性に欠けて繰り越さざるを得なかったという部分は、これは悪いわけでありますから、悪いやつと悪くないやつと両方が混在していた説明だったので、できればそういうのはちゃんとわかりやすく説明していただかないと、この額だけを見て2次補正のことがわからずに議論するのであれば、それは何だという話になりますから、それはおかしいという話になりますから、そこの整理をしていただきたかったということでございます。

2次補正分については、先ほど、当初分も合わせて13カ月予算というのが昨年の2月県議会で提案されていますから、上半期9月までに8割の発注ということをやるとということで部長のお話もありましたので、速やかに事業を終えていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

それから、いわゆる補正分じゃない通常分の繰り越しというものについては、なかなか、山とか農業もそうでしょう。それから、水産もそうでしょう。それぞれに条件が難しいという部分がわからなくもありませんので、年度内にはきちっと計画的に推進していただき、事業を完了していただきますようお願いを申し上げます。年度内というか、早期にですね、なるだけ。お願いしておきます。

以上です。

○井手順雄委員 関連でいいですか。

ということは、逆に先ほど言われたように、設計が甘いというか、いわゆる現地調査等ができていなかったもので、そういった延期になつたというような見方をするならば、例えば、土木工事でいけば、年度内というか工期内に終わってくれというのは大変厳しい状況にある中で、会計検査というのが入ってきますですね。この辺の絡みというのはどがんなるとかな。どこか代表していただければ——ここ辺の処置をしながら、こういう工期を割ったところの繰り越しというところでの整合

性ですたいな。この辺はどがんなつとるとかな。

○九谷弘一委員長 どこか代表して説明できるところ……（「部長」と呼ぶ者あり）

○廣田農林水産部長 私も、以前若いとき、こういった公共関係の予算をしとったんですけども、そのときは、やっぱり繰り越しということについては余り厳しくなかった——特に会計検査等厳しくなくて、ちょっと担当した——件数で言うと、本当、何百億かの事業に対して数件というような感じだったのが、今非常に厳密にされていまして、やっぱり繰り越しの件数が非常に多くなっています。

特に、農林水産関係で思うのは、ノリとか、例えば耕地をいじる場合は、この間は作物があるからということで、非常に施工工期が限られるということで、できるだけ発注を急ぐんですが、一生懸命して、例えば7月、8月にしても、もう10月にはちょっと工期を一部とめないかぬとか、それと、住民関係でいろいろ、工事の影響とか用地関係のあれとか非常に最近はそのような声の大きいものですから、なかなか年度内に十分な工期をとりにくいというようなことで、最近繰り越し関係が非常にふえてきているというふうには思っています。

○井手順雄委員 というのがね、国的には、そういうことで繰り越しても会計検査院に別にそういったことで出せばよかつですけども、私が言いたいのはね、結局繰り越したということであれば、それは必ず受注者がおるわけたいね。いわゆる工事なり施設なり、その人たちは現場に張りつけないかぬわけですね。すると、工期が延びるということであれば、その間金額は変わらぬけれども、作業員さんはつけないかぬ。ということは、会社に

負担がかかるということなんですね。

ですから、あらかた私が思うに、3月31日で仕上げなさいよとかそういうのを決めたら、そういう工事を発注するならばちゃんとそこら辺で終わっていただかないと、最終的に一番苦勞するというか利益を損失するというのは受けた側の方ですので、県は何も関係ないけれどもね、それは。受けた側からしてみれば、早く終わってほしいというような形になりますから、その辺はやっぱりこういう繰り越しが多いというのも考えものかなという思いであります。これはもう要望でございますけれど、ひとつそういうことも配慮しながら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○前川収委員 僕の関連で井手先生が質問されて、井手先生の関連でまた私が質問するのもおかしいんですけども、僕は同じなんですけれども、考え方は。

ただ、これは市町村、県も国も全部ですけども、単年度主義で予算をつくっているという部分の弊害というのがあって、どうしても例えば春先、4月以降に、単年度主義ですから、予算が全部単年単年で消化していくという部分で、どうしても端境期があつてしまつて、今厳しい建設業の話もありましたけれども、いわゆる平準化というんですかね、発注の平準化というのが、年間を通した平準化というのができないという環境が多いわけでありまして、これは同じ事業量であっても年間を通して平準的に発注していただければ厳しくないのが、それがやっぱり集中してしまうということ、年度末に特に集中するというこの傾向は、単年度主義の弊害だというふうには私は思っています。

ただし、それは仕方ないから繰り越しますということよりも、私は、予算の運用の仕方、どうしても条件的にこれは単年じゃ無理だというのがわかつてても単年で出してしまう、そして繰り越すということであれば、そ

れはさつき井手先生がおっしゃたような形になりますけれども、債務負担行為の設定をして、何年間かでやりますということをおっしゃり最初からきちっと計画的にやっていけば、債務負担の設定は認められているわけですから、工期は3年間ですとか5年間——5年は余りないかもしれません。2年間で——それは大きい工事だけがそうするということはありませんけれども、そうじゃなくて、附帯条件によっては生産をしながら工事をするというのが基本でしょうから、農林水両方とも。全部生産をやめてしまって工事をするということよりも、むしろ生産は続けながら工事をしていくということの方が効率的でいいんだと思うんですね。

単年度主義だからやめてくださいと言って工事をするよりも、もし可能であれば債務負担設定をして、これは3年——全部生産をとめてもらえれば1年でできるんだけれども、とめるわけにはいかぬから、これは2年間かけてやりますよとか、そういう財政運用の柔軟性というんですかね、そういうものをうまく使わないと、いつも単年度主義で絶対そこにしわ寄せが来てしまうということで、今度13カ月予算だということは非常に僕はいいいことだというふうに思っていますので、そういう意味では、これだけ経済が冷え込んでいるところに、また、年度当初は単年度主義ですから予算はありませんと、秋ごろからしか発注はありませんと言ってたら間に合わないわけですから、13カ月予算として昨年の2次補正ももう発注と、上半期で発注するというそういう姿勢をやっつけていかぬから、この繰り越し明許をうまく使うというような考え方をぜひ持っていただければというふうに思っております。

いかがですか。お考えないですか。何か財政課がやかましく言うとかですね。

○廣田農林水産部長 最近、例えば、債務負

担行為の設定とか繰越明許というのが、以前は非常になかなかそれを申請しづらいというところがあったんですけども、今お話しのような話がありまして、結構、あらかじめ翌年度になったら債務負担行為をとったり繰越明許ということで翌債とかをとったりというようなことでやっております。

確かに、先ほど井手先生から話がありましたように、それを受け元の負担ですべて賄うというようなことになったら非常に問題もありますので、一応そういう方向に会計制度自体が動きつつありますけれども、さらに、部としても、そういった改善についてまだ見直すところがあれば、そういった今お話しのような方向ができるように努めていきたいというふうに思います。

○前川収委員 お願いします。

○村上寅美委員 今の2人の関連からするならば、発注に問題もありやせんとや、発注に。結局、一般競争入札に回すから時間が2カ月か幾らかかかるものだから、普通の指名競争入札なら、そがんなかからんとだろう。おれは余りわからぬばってん、ねえ井手君、そがんだらう。はい、それはもうそれでよかたい。

27ページの畜産業費・阿蘇東部地区の、これは設計料ということで繰り越しをされてるけど、これはちょっと説明してくれ、事業内容を。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

この公社営事業は、この阿蘇東部と宇城上益城地区の農家に畜舎、堆肥舎、飼料整備をする事業でございます。それで、当初2戸の繁殖農家の畜舎建設の部分でございましたけれども、隣の農家から堆肥舎をつくるときに非常に悪臭あたりが問題だということで、それを検討するのにちょっと時間がかかって、

今回こういった格好で繰り越しをしているような状況でございます。

○村上寅美委員 おれが勘違いしとった。これは鶏のあれじゃなかつね。

○高野畜産課長 違います、違います。肉用牛の繁殖農家でございます。

○村上寅美委員 はい、わかった。

○城下広作委員 今回の緊急経済対策は、かなり国のレベルでも農水関係に予算が多くあるんですね。緊急経済の柱が、景気、もう一つは、雇用という部分で非常に大事に視点を持ってもらいたいというもともとの眼目があるわけですね。

今回、特にこの補正の部分で、直接雇用で農政関係でどのくらいプラスに上向しているのかということをお伺いしたいと。農水というのは、直接、農業従事者だからそこに手厚くするから雇用が改善するとかじゃないんですけれども、違う事業の部分で、いろいろと新たに雇用とかいろいろ仕事がふえて、これだけ雇用がふえるんじゃないかという見通しも立ててると思うんですよ。この辺は、全体的でいいですから、どのくらい雇用に寄与しているか、したというふうに思うかという、その数字的なもの……。

○福島農林水産部次長 全体で今度の事業についてどれだけの雇用かというのは、ちょっと積算とかしておりませんが、今回につきましては、先生方も御存じのとおり、みどりの雇用担い手対策とか、林務関係で事業が入ってきたりとか、それからJA中央会を通じての事業を入れたりとか、そういう形でやっております。

今手元に持っていますのは、当初の分ですけれども、JA中央会では56名の雇用を2月

からしているとか、あるいは今度のみどりの雇用対策担当では、見込みとして、ふるさと雇用再生特別基金の事業では、5月20日ぐらいの現在ですけれども、トータルしますと大体——例えば新規就農誘導関係では50名とか、あるいは大きいところであれば、森林施業の集約化事業で21名とか、それから雇用の創出時期は、開始の時期が6月というような時期になっております。まだこれがそういう形で8月とかなんかのそういう効果が出る時期がありますので、今のところトータルとして幾らとか何人ぐらいとかというのはちょっと手元に持っておりません。

ちょっと説明になりませんが、以上でございます。

○城下広作委員 経済を浮揚するということと、それに反して、雇用は非常にまだ悪化の一途をたどって、なかなか有効求人倍率も厳しい状況なわけですよ。それをやっぱりどうにか改善しようということで、各分野、各分野は、とにかく人が就労につけるような事業をしっかりと考えていこうということが、ある意味では大事な視点でもあるものですから、農業・水産分野でも、雇用の受け入れと臨時的にでも受け入れられるような事業、知恵を出すと、これは非常に大事なことじゃないかと思っておりますので、ぜひ、今回は今回でありますので、今後また9月もいろいろありますから、そういう部分はしっかりと持っておかなきゃいけないというような感じがいたします。またしっかりと把握をしていただきたいと。

○平野みどり委員 関連でいいでしょうか。

今の城下委員の御指摘はごもっともだなというふうに聞いておりますが、やはり農林水産関係に雇用という形で生み出させていただきたいのは、直接的に農業、林業、水産業に携わる方たち、さらに、それを流通させていく

ような形でかわられる、そういう方たちなので、今回やっぱり農業・公共土木関係もちろん全然必要じゃないとは私は思いませんし、整備していくことは大事ですけども、その部分の雇用という部分は、これにはカウントされないというふうに考えていいんですか。緊急雇用で農林水産関係で雇用が生み出されるという部分のカウントには、そういう部分は入ってこないというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○福島農林水産部次長 今御説明したものに つきましては、今平野委員がおっしゃったような、公共工事とか、そういうものの受注でどのくらいというのは入っておりません。すべて御説明しませんでしたけれども、ふるさと雇用とか、そういうものを使ったところでの事業とか、そういうものをちょっと申し上げました。

○平野みどり委員 わかりました。

○井手順雄委員 関連。

今の担い手育成というようなことで、雇用という意味では、担い手育成いわゆる新規就農、5ページで農業大学校に新規就農希望者や後継者の研修の環境の整備を行うと、これはごもつともであります。

私も、市役所の新規就農というか農業の学校のそういう募集がありまして、応募したら余りにも多くて落選しましたけれども、堆肥の作り方とか、そういうのがやっぱり今多いという状況の中で、どの程度新規就農というのが今来ているのかなという状況はわかりますでしょうか。

○村山農村・担い手支援課長 農村・担い手支援課でございます。

農業大学校に研修部というのがありまして、通常の農学部と研修部——農学部は新規

の卒業生、研修部というのは社会人を対象にしたものでございますけれども、今年度の入学者は定員が45名であったわけですけども、それに対して応募が118名になっております。応募が多かったということもありまして、一応研修生としては54名を入れておるということでございます。

昨年度も、応募者が75名、それから19年度が57名ということで、やっぱり応募の数は年々ふえているというようなことでございます。定員は一応45名でございますけれども、そのくらいを大体とっておるところでございます。

○井手順雄委員 そうやって今農業ということに対して、いわゆる新規就農という形で来ていますけれども、実際ここを卒業されて、果たして後のフォローですたいな。農家をするのかしないのか、また、そこら辺で例えば法人化をタイアップして、卒業されてそういう就農をする環境整備、やっぱりここまでしてやらぬことには、農家というのは大変取り組みが難しいという状況でありますので、やっぱり就職というか、今後ずっと農家で頑張りたいと思ってもできないという人もいるやに聞いておりますので、就職先といたしますか、その路線までやっぱり補足していただきたいというふうに思います。

それと、もう1点いいですかね、委員長。

6ページの米粉パン、今お米とパンが合わせて週に4回というのを目指すと、先ほどの説明でございましたけれども、先だって、石破大臣が来熊されて、いろんな演説の中で、農林水産大臣ですけども、お話を伺ってもしましたら、岡山の小学校で、米というのはどういうものかというのを体験させるために、炊飯ジャーをクラスで4つか5つ買って朝から米をみんなとぐそうですよ。そして、昼に炊き上がるようにスイッチを押して、昼炊き上がったら、それをみんなでごそって食

べると。これは立派なことだなど。そういうことを岡山県で今やっておられるわけですね。

熊本県も、やっぱりそれはいいことじゃないかなと私は思います。5合炊きのジャーを1クラスに4つか5つぐらいやるだけでよかつです。結局、今お米、米飯というのは手間がかかるというような話ですね。やっぱりお米を炊いて——パンはもう袋から出すだけですけれども、お米は、といで、炊いて、それを分けるというような大変な作業があるから、なかなかできないんだということを聞いておりますけれども、そうやって小学生あたりに米はこうやってとぐんだと、こうやって装って食べるんですよというのをやっぱり教えるためには、そういう取り組みもいいのかなど私は思いますけれども、どがんでしょかね。

○麻生農産課長 米粉パンにつきましては、井手先生のいわゆる子供たちにそういう御飯をとということで、これは食育という観点から、私ども、県単事業でモデル校をつくって、親子でおにぎりをつくるとか、いろんな形でやるという取り組みをしております。なるべくその地域の中で御飯を食べていただくと、熊本県はお米の本というのをつくっていますので、食育とセットでやるということで実施しております。

○井手順雄委員 じゃなしに、もうそやんして炊飯器をかうてから、どこかモデル校で一回してみたらどがんですか、教育委員会と話して。おるがえの小学校でよかけん、小規模小学校でな。

○麻生農産課長 別の課の方でお答えします。

○村上寅美委員 仕組みから変えなんたい

ね。

○井手順雄委員 できるそうですたい、教育委員会に聞いたら。

○前川收委員 ちょっと検討中に米粉パンについての質問をさせてもらっていいですか。答弁準備中にいいですか、委員長。

麻生課長、県産米粉パン地産地消促進事業ということで、先日農業新聞を見ていたら、熊本のこの事業が1面トップで出ておりました、私は、いいことをやっているなということで非常に高く評価をしております。

井手先生がおっしゃるように、基本的には米飯を進めるというのが大原則で、それが一番いいんですけれども、どうしても日本人の食生活が変わっていく中で、無理に米米ということを押しつけても変わらない。これはもう何十年も今までやってきているわけですよ。

そういう中であって米粉を、原料は同じ米ですから、米をどうやってうまく多用途で使っていくかという部分に視点を当てた政策という部分では非常に高く評価をしていますので、具体的にこれはどういう内容の——例えばパン、米粉の生産の方に補助を出すのか、その辺の内訳というか、内容についてもう少し説明していただければと思います。

○麻生農産課長 前川先生の今の御指摘でございますが、県は、当初予算で2万4,000円という補てんを組んでおりますけれども、お米ができるのが秋以降といたしますか、間に合いませんので、本県の地産地消条例との対応で、主食用米を米粉用に回すということで対応したいということで、基本的にはキロ240円の米を米粉用の例えばキロ50円とか70円とかいうのでしか製粉会社は買い取りませんので、その差額分を今回補正で出してもらったというのが基本的なところでございます。

○前川収委員 ということは、今米粉用の米がまだできてない、秋の収穫以降じゃないから、米飯用の米をこの米粉米に回すと。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）キロ単価が高いから、その差額分をいわゆる米粉用の米の値段に抑えるために補助金を、これは製粉会社にじゃあ行くんですね。どこ……。

○麻生農産課長 製粉会社じゃなくて、学校給食会に補助対象として行く……。

○前川収委員 学校給食会に行く。じゃあ、パンの生産は高いままで流通はするわけですね、値段は上がったままで。できあがった米粉パンは高い値段になるわけですね。

○麻生農産課長 パンにつきましては、学校給食会から市場にあります共同パンに委託しますので、それにつきましては、高いまま65円という形で通常よりも25円ほど高いパンになるということですので、その差額分という形になります。

○前川収委員 ということは、秋に米粉用の米というかな、米は、品種が違うのか何が違うのか余りよくわからないんですけども、それができた後、来年度以降は、この生産費が下がってくると。いわゆる米飯用の米とは違うわけですから、それが下がるということ为前提に、この予算を補てんしているということだと思いますが、それはちゃんと下がるんですかね。

○麻生農産課長 正確に申しますと、今回25円補てんをいたしました。そして、来年以降の米粉パンは、米粉用米が出回りますとほぼ小麦と似たぐらいの価格にはなるかと思いますが、実は、米粉につきましては、ロットが小さいために加工賃がかかるとか、あと特

殊なグルテンを添加するとかいうことで、小麦パンに比べまして、私どもが今予想しているものでは、やはりどうしても10円ぐらい経費がかかるということで、それは仮に米粉用の特殊なお米が出回っても、やはり10円程度は高くなるのではなかろうかというふうに考えております。

○前川収委員 輸入に頼っている小麦で、パンはほとんど輸入小麦でつくられていますよ、全国ほとんどだと。だって、小麦の生産というのは自給率が非常に低いわけですから、我が国は。それより100%我が国で自給できる米をいかにうまく使うかというので、今のパンを全部米に変えるだけで、相当の僕は消費が生まれてくるというふうに思います。

ですから——ただし、今おっしゃったように、米粉パンはまだこれから始まっていくでしょうけれども、生産費がかかるということのやっぱりネックがあるわけですね。

しかし、これは学校給食から先駆けてやっていただきながら、ずっと普及していけば我が国農業にとっては非常に大きなものになってくると思いますので、その差額分は、やっぱり政策誘導という視点も含めて、高いから買わないとか高いからつukらないじゃなくて、高くてもちゃんとこうやりますから普及しましょうというような視点を持って、一応予算は、これはことしの予算でしょうけれども、来年度以降の動きもしっかり見きわめながら、米粉パンを学校給食から始めて普通のパンまで普及していくというような形の大きな目標を持って、我が県では取り組んでもらいたいなというふうに思っています。どうせ普通のパンの原料というのは、ほとんどがもう輸入小麦じゃないですか。せつかくあるんですから、米がこっちに。

○麻生農産課長 御指摘の件につきまして

は、学校給食につきましては今のようなお話でございますので、今後、学校給食会の中で、大体250円ぐらいの単価ですので、10円高いということで200食出ますと、年間に大体500円ぐらい高い価格になりますので、1給食2円か3円ぐらいかかるということで、学校給食会ともその中で吸収できないか、あるいは、製粉会社にロットを大きくするからもう少し加工賃をまけてくれというような話も入れてやりたいと思います。

もう1つ、先生がおっしゃいました米粉につきましては、今後の大きなビジネスモデルになるというふうに思っていますので、学校給食とは別に、県の普及活動として、そういう技術者の派遣をすとか、県のオリジナルレシピをつくって各お店で使っていただけるものをつくるとか、そういうものは、当初ですけれども、予算の中で考えてございます。

○前川収委員 熊本県内には、ほかに学校給食以外の普通の菓子パンというのは、山崎パンさんとか何とかさんとかいっぱいあるじゃないですかね。そういうところに米粉を使ってくださいと、大きな工場であればあるだけ大きく消費が生まれると思いますけれども、そういう働きかけまではまだやってないんですか。

○麻生農産課長 今のところ、受注の範囲と申しますと、実を申しますと、米粉につきましては、先生おっしゃいますように、国では50万トンを目指す。50万トンについての積算は、小麦粉500万トンに対して1割の代替としてやるということですが、現状の米粉の需要としましては、国内でまだ1万トン不足ということで、今後、大きなマーケットとしては、先生おっしゃるように、たくさん小麦粉を使うところにやはり入っていかないと、なかなかマーケットは大きくなりな

いと思います。

○前川収委員 よろしくお願いしときます。

○平野みどり委員 関連で。

今米粉を使ったパンの話が出てますが、日本人はめん好きですけども、めんへの加工というのは可能なんでしょうか。まずちょっとそこを。

○麻生農産課長 今回は、パンだけでございますけれども、めんへの加工も可能でございます。現実にはそういう研究も製粉会社ではされております。

○平野みどり委員 そこも含めて、熊本県ではパンやめん類が米粉でつくられているという大アピールになっていくし、それこそマーケットはまだ小さいけれども、それを拡大する起爆地になり得ますから、そこら辺も含めて、今後検討していただけたらなというふうに思います。

○麻生農産課長 はい、わかりました。

○濱田大造委員 基本的なことを教えていただきたいんですが、今回126億円の補正予算が来たわけですが、各課に割り振る—もともと国から、これに使いなさいというふうに来たのか、熊本県として使い方を決められたのが何対何ぐらいであったのか。

それとあと、今回の補正というのは特別なことだと思うんですが、国としては緊急経済対策ということの名目でおりにきたお金なんですが、どういう観点で予算を組んだのか、どういうのがベースにあったのか、教えてください。

○福島農林水産部次長 今回の126億円、結

果的にはそういう額になっておりますけれども、それは国の方がたくさんメニューを示したので、それを我々の県としてどういうのに活用しようか——先ほども補正で大分出しておりますけれども、そういう工夫を部内でやりまして、それからそういう補正のことも、言葉はちょっとあれですけども、ずっと以前からも、玉だしを、そういうのがあればこういう事業をしたいというふうなことも事前にやっております、そういうもので結果的にそうなりまして、国からこれとこれにというふうな話じゃなくて、メニューを示していただきましたものですから、それを活用させていただいたということです。

それと、もう1つ、補正をお願いしているものは、幾つかポイントはあるんですけども、1つは、地産地消の推進というようなことも念頭に置きました。それから、やはり担い手の確保といいますか、そういうことも大事だと思っております。それから、国を挙げて省エネとかに取り組んでおり、額的には余り大きくなかったのですが、省エネの関係にも予算化させていただきました。

それからあと、そういう観点でいろいろ予算をした結果が、例えば先ほどの米粉も出ておりますし、それから担い手の教育施設整備とかも出ておりますし、農業用水関連の長寿化も入れております。ずっと以前に農業用水関係のとかも整備して大分たっておりますが、そういうものの延命化といいますか、そういうのにも使いました。そういう観点で予算を組んでおります。

○白濱農林水産政策課長 先ほどの井手先生の炊飯器の関係でよろしいでしょうか。

電気炊飯器の援助事業が経済対策で米飯学校給食回数増加支援事業というのがございます。これで1台2万円を上限に助成するというので、1校当たり10万円が上限ということになっております。

それで、これも地産地消の拡充にもなりますものですから、この助成につきましては、市町村には一応説明はしております。国の直接採択事業でございますので、そちらにどれくらい集まるかちょっと注視をしておるところでございます。

○井手順雄委員 これはやっぱり米をとぐでしょう。おいしい米、例えば矢部のお米だったり、菊池米だったり、これはおいしかと、どこでできよるか見にいこうかという研修もできるわけね、子供たちと一緒に。掛け干しとかこうやってできるんだと、そういう農業に対しての——やっぱり今農業離れしとる中で子供たちが、ああこうやってできるんだと、米は大事に食べなんねという教育にもなるわけなんですね。ぜひともお願いしたいと。

もう1つよかですか。ついでじゃなかばってん、水産にも聞かないかぬですな、何か。

17ページ、漁業取締船のエンジンの工事というふうなことでございますけれども、現在、取り締まりというか、どの程度そういう事案というか、今現在有明海、八代海で起きているのか、そういうのはわかりますでしょうか——どういう問題が多いのかな、特に。

○神戸水産振興課長 水産振興課でございます。

事案として今問題になっておりますのが、シラス、カタクチイワシの子供でございますけれども——をとる船びき網というものの、それから、天草の西海での——西海だけじゃございませんけれども、底びき網ですね。それとあと、潮打たせ網といって、潮の力で底びきをしていくという漁法があるんですが、それを動力を使ってやってしまうというところとかですね。まだたくさん漁業手法の種類はございますけれども、主な違反の種類は今申し上げた程度でございます。

○井手順雄委員 例えば、昨年は、何件ぐら
いの摘発というか、あっているような状況は
わかりますか。

○神戸水産振興課長 20年度の実績で申し上
げますと、検挙が23件、警告が37件、指導が
177件でございます。

○井手順雄委員 今いろんな漁法でそういう
違反者というのがたくさんいらっしゃいます
けれども、例えば、有明海において、長崎と
かあっちの方から、いわゆる投げ網でエビを
とる人は長崎の船ばかりですよ。これをよ
く聞いたら、投げ網というのは、万事が万事
していいそうでしたいな。

例えば、天草に魚釣りに行くでしょう。魚
釣りに行ったら、タイ釣りはエビですよ、こ
のくらいの。あら、あたがえの目の前でとっ
てきたエビばいたと言わすわけですな、わざ
わざ長崎に買いに行ったら。だから、そうい
う規制もやっぱりやるべきだろうと思うけれ
ども、これは漁業法の問題だろうばってんが。

それと、私が言いたいのは、八代、熊本、
三角と、いわゆる重要港湾がありますね。例
えば、熊本港あたりに海上保安部じゃないけ
れども、取締船を常時停泊させるとか、そう
いったところで抑制を図るといようなこと
も私は必要かなと。三角ばかりおらぬで—
—うろうろしているからといような話があ
りますけれども、八代港だとか熊本港にも週
に4回、4回停泊させておくと。船がおるだ
けで、やっぱりそういう違反者の方々は遠慮
するような抑止にもなるわけですから、そう
いった体制を組んでいただきたいなと前から
言いよるばってんが、どがんでしょうか。

○神戸水産振興課長 船の管理という面にお
いては、やっぱり集中して管理した方がいい
ということはあるかと思えます。先生がお
っしゃいましたように、やはり同じようなや

り方でやるよりも、いろんなパターンを設け
ておいた方がいいということは貴重な御意見
だと思いますので、参考にさせていただきた
いというふうに思います。

○井手順雄委員 参考じゃなかつた。あの
ね、修繕とかなんとかは三角でよかわけたい。
やっぱり巡航して、熊本、有明海、一部荒尾
とか行って、熊本港にその日は置いとくとか、
あしたは八代に行くとか、三角に帰るとか、
そういう、あの船がおる時点で、おおってや
っぱりみんな思うけん、我々も思うけん、安
心で。やっぱりそういう重要港湾ですからね、
そういった意味では海上保安部にもそういう
お願いはしているんですよ。何かつくって
くれと、そういう寄港地を、熊本港にも。願
いはしているんですけども、そういった体
制で今後していただきたいなというふうに思
います。

以上です。

○村上寅美委員 今の井手委員にちょっと関
連するけれども、ノリね、有明のノリ、ノリ
の水産試験場は合作しとるから、ノリ研だけ
を——塩山漁政課長の当時だったけどな、ノ
リ研だけを有明に持ってこれないかという要
望を、本会議か委員会かで私はしたことがあ
りますけれども、ところが、そのときちょう
ど統廃合の時期だったから、しばらく様子
を見てということで、将来考えますとゆうて—
—塩山さんもまだ生きとるばってん、もうお
らぬけん。これは今の関連と一緒に、ノリで
すよ、ノリ。100%に近い——堤次長、有明
でしょう。だけん、ノリ研が天草にあった
てね、朝と晩では——これはもう井手君の方
が詳しかろうばってん、仕事はおれが方がし
よると、もう違うわけたい。そうするとね、
河内あたりは、玉名から来るわけたい、玉名
の水産課から。水産課はなかもんだけん、熊
本には出先が。だけん、そういう状態だもん

だから、これは要望しとく、すぐできる話じゃないから。

ミカンなんか、やっぱりあそこに統合したけど、松橋に果樹試験場があるでしょうが。だから、大がかりじゃなくてもいいけど、今の話に関連するけど、本当にやっぱり検査一つとにかく朝と晩は違うとだもんね、温度と一緒に。そういう状態ということは、あんたたち技術屋は、少なくとも水産技術屋はわかっとるはずだけん、大矢野から来よったってね——そして、きょうはどこに出とる、ここに出とるでね、漁協がそれを非常に要望しとったい。これは井手君が言わぬけん、私は、これはきょうのは要望、今のは……（「その前にノリの研究員をふやさなりたい」と呼ぶ者あり）

それと、17ページに、栽培事業の種苗生産で1億3,400万円も太陽光発電システムと、この内容をちょっと聞きたいんだけどな。

○神戸水産振興課長 お答えいたします。

上天草市の大矢野に種苗生産施設がございしますが、太陽光パネル1,090平米を新たに設置いたしまして、計画的には年間7万6,300キロワットアワーの電力を得るということでございます。

○村上寅美委員 これは試験場のことたいね。

○神戸水産振興課長 試験場の手前の栽培漁業の施設です。種苗生産をしている施設です。

○村上寅美委員 だから、一般にまだ普及する段階じゃないわけだね。

○神戸水産振興課長 はい。

○村上寅美委員 試験のことです。はい、それが1点。

それから、1つ、覆砂を、きょうは井手君が言わぬけん、おれが言おう。

覆砂事業で、一応委員会として、それから有明海、八代海、熊本県は、豊穰の海を目標として環境整備でずっと縮小して、これは委員会でやってきているから、非常に県内の覆砂が——なかなか県内でとれないということは私も知っております。

これは、県漁連からの要望があつてるやつは、とにかくじゃあ優良な県外のやつでも、足りない分は、ぜひひとつ入れてでも覆砂をしてほしいということで、誤解がないように、覆砂というのは全面的にやってほしいんですよ、覆砂というのは。

これはなぜかならば、やっぱり資本投入せずにある程度のあれになるんですね。だから、資本投入せずにできるから、短期的にはですね。本格的には、環境対策等有明海再生の特別委員会で、これは法整備まで持っていったのは熊本県だからね、4県と連携とって。そして、法律もできたんですから。

ところが、なかなか、研究の段階で国の方がまだ実行に移らぬから、引き続き強く国に要望してもらいたいということと、それから、当面覆砂で熊本県では限界があるということ、私はわかっとるから、それ以外のものについては、覆砂についてぜひひとつ優良な良質の砂を県外からも求めるということについて、ぜひ要望よりも答弁を聞きたいんだけどな。これは、課長だれ……。

○尾山漁港漁場整備課長 この件につきましては、昨日環境対策特別委員会の方で議論していくということになっております。今後検討をしていただきたいというふうに思っております。

○村上寅美委員 予算は、ここだからね……（「はい」と呼ぶ者あり）予算はここということと、やっぱり有明海ではもう限界が来と

るから、国に——県議会が特別委員会までつくって、我が党でも審議して、環境の方でとにかく項目を出して今やっているわけよ。これを強く国に——というのは、抜本的に諫早湾干拓で潮どまりが、潮目が変わったということは、これは事実だから、被害がどれだけかというのは我々ではわからぬけど、だからそのためには抜本的にヘドロ除去ということをやらなくてはいけない。これは何百億の話だから、恐らく国でないとできないと思うから、引き続き、これはぜひ国に強く——部長、行くたんべんに私も言ってるけど、要望をしたいと思います。

と同時に、当面、井手君が言うように、とにかく覆砂が、漁民に対して今一番短期的には必要だということは——ヘドロを待たせてもしょうがないもんだから、その分については、ぜひ部長、善処してもらいたいと思いますけど、どうですか。

○廣田農林水産部長 環境の委員会の方で、基本的に覆砂の砂は作れい等の砂で賄うというようなことで今までやってきたんですが、19年ぐらいからそういった工事ができるところがなくなっているということで、作れいによる県内産の砂が確保できぬということで、県営事業がストップしとる状況でございます。

今回、委員会の方で改めてそういった検討をなさるといようなことで、執行部としては、覆砂については非常にやっぱり有効性が高いというふうに思っておりますし、漁業関係者からの要望なんかも本当に切実なものがあって、何とか対応したいといような気持ちでございます。それで、できれば我々としても、特別委員会の方で方向性を出していただければありがたいというふうに思っております。

○村上寅美委員 だから、農水委員会ではそ

ういう要望をしときますから、重く受けとめてもらいたいと思います。

○井手順雄委員 関連でいいですか。

今、村上先生からいろいろお話がございまして、ありがとうございます。

しかしながら、私が思うに、やはり今覆砂というのは、先ほど——本当に重要な事業であります。それと、今県外からというような話がございましたけれども、覆砂する側、やっぱり漁協側としては、安心、安全な有明海産の砂を見えるところからとってきてもらって、我が家の地先に置くというのが一番安心、安全なんだと。

この間も一般質問をしましたけれども、今、木更津あたりはウミグモが、貝の中にエイリアンみたいなクモが入って死滅するというような、これも熊本県あたりに——覆砂事業とか稚貝とか、そういう中から入ってきたんだろうというふうに思いますから、今県外砂というのは、やっぱり熊本県以外から来る砂というのは、中国から来るかもしれない、マレーシアから来るかもしれない。そして、今長崎では、もう持ち出しは禁止ですよというような状況になってきているんですね。

そうした場合、購入砂で覆砂をしようとする場合、やっぱり県内の我が家のその地先にある砂を持ってくるというのが、一番これは安心、安全、なおかつそういう病気も入らない、漁業者もその砂を待ち望んでいる、それでアサリが立つといようなことでございますので、平野先生がいらっしゃいますけれども、環境といようなことを考えればいかなものかという意見もあると思いますけれども、しかしながら、漁民は、環境は最低限守りましょう、最高に守りましょうと、しかし、最低限砂をください、生活ができるぐらい砂をいただきたいと、こういう思いなんです。

だから、環境には十分に配慮しながら、今

から先もういたらぬことをして捕まるよりも、まじめにやっ払いこうと、管理型のアサリ漁場をつくって、ちゃんと計画的にとっ払いこうという漁民が——みんなそがんなっています。そうしたときに、そういった県の抜本的な対策というのをここで打っていただければ、有明海は日本一アサリのとれる町なんだ、地域なんだというようなことで、やっぱり日本国じゅうが注目すると思うんですね。そういった思いで、あとは県議会あたりでいろんなお話をしながら、どやんか購入入砂で覆砂ができるようにやっていただきたいというふうに思いますので、委員長、よろしく願います。

○村上寅美委員 ちょっと待って、私の方があれせないかぬから。

県外砂というのは中国とかとは言っていない。私は言っていないよ。あくまでも、長崎も含めて、出す出さぬは別にしても、日本国内で湾内の覆砂をしているところは、今日本国じゅうどこの県にもない。それが1点。

それから、井手君に反論になるけど、今ヘドロの堆積があつとすることで、これは実態として、なぜこの環境対策とか有明海再生とかといったときには、やっぱりヘドロなんですよ。このヘドロというのが、覆砂をとるでしょう、有明海とかどこでもいいから。とつたらね、要するに覆砂にする砂だな。ヘドロを上げて、今言うようにとつたら、そしたら砂は1割か2割か3割か、その程度でしょう。あとはヘドロですよ。何百年、何千年で固まっているヘドロを、有明海の水面から15メートルぐらい掘ってる。これをどこに持っていきますか。そのまま40何年間流してるじゃないか、県も漁協も。そのままにしてきた。それが何十年で堆積して、私はそういうふうになってると。その後の砂をとった残りのヘドロは、どこさん持っていきよるかい。そこが問題なんだよ、そこが。

だから、絶対覆砂は100%、200%賛成だけど、そのヘドロを振ってしまったんじゃ、やっぱり有明海の再生ができないから、そのヘドロをどこかに1カ所、どこかの漁協にヘドロのしゅんせつかなんかできる場所をつくることを研究してもらいたいと思うんだ。おれは、とるなと言ってるんじゃないだよ。そこを漁連にも話してある。だから、漁連も、それもわかると。だから、最小限の砂でというのは、今井手君が言ったところと全く一緒。

しかし、私が県外からというのは、中国——それができないというならね、それは今おれが言うように、あとのヘドロをどうするかということをよく検討しなさいよ。そしたら、掘っても、それが環境上影響ないようになるからね。だから、その辺も真剣に検討してごらん。だから、ヘドロの問題だから。

そして、しかもそれは、今までは業者が——だれがとりよったか、おれはよう業者に聞きやしとらぬけん、わからぬけど、全部、幹事長、あれですよ、関西空港あたりに行つとつですよ、砂は。かつて、過去の問題で…

○井手順雄委員 過去は過去で、現在進行形を考えるべきですよ。

○村上寅美委員 だから、過去のやつがずっと堆積してきとるから——ただ、今言うように、短期的には覆砂が一番効果があるということだけは県も認めて、そしてどうするかということを検討してたい——それは良質の砂以外はでけんよ。

ならたい、例えばアサリなんかどがんするか、ほんなら。北朝鮮か中国か、今畜養させよるじゃないか。

○井手順雄委員 いや、あのですね、アサリは……。

○前川収委員 議事進行をきちっとお願いします。

○村上寅美委員 だからね、やっぱりそこは明白にして、そしてやっぱり漁民——本当に、これは最終的には漁民だから、漁民を生かすことを考えないかぬから、だから、その辺は本当にもう言われっ放しということじゃなくて、真剣に環境問題を考えながら、覆砂をどうするかということ、部長、検討してくれよ。

以上、要望でよか。

○平野みどり委員 関連です。

私も、環境対策特別委員長を仰せつかって、微妙な立場で、昨日は発言はもちろんしておりませんが、農政の委員として、やはりこの平成16年に特別委員会が出した提言という重みを、やはり委員としてもしっかりと受けとめていかないといけないなというふうに思っています。今、井手委員、村上委員のおっしゃること、本当にごもつともな部分が私もたくさんあるなというふうに思っています。有明海の砂をこれ以上とってしまうと、やはり環境に対しての大きな影響があるということは、これは、我々がこの提言をつくった過程でみんなで確認してきたことだというふうに思うんですね。

ただ、アサリに関しては覆砂が大変有効であり、漁民の方たちが渴望されているということ、これは本当に重く受けとめながら、この提言に抵触していないような形でその砂をどこから持ってくるかということ、やはり英知を集めて検討していかなければいけない。

私たちが議論しますけれども、皆さん方も——それぞれきのうの答弁を聞いていると、環境の方々、農政の方々の温度差があるということで、そこら辺の調整とか、もっとこの提言の重みを受けとめていただきながら対応

していただきたいなというふうに思っています。

個人的には、やっぱり村上委員がおっしゃるように、しばらくの間良質な——海外の砂ではなく、他県からですけれども、砂を何とか覆砂用に持ってこれないかというようなことは思っております。佐賀県も福岡県も長崎県から購入されていて、害虫等の問題はないというふうに聞いておりますので、短期的です。これも、長期的には、長崎県も削減をしていくということですから、ずっと賄える問題ではありませんので。

ただ、国が法律をつくって、ヘドロの除去も含めて、抜本的な有明海の回復への取り組みを、諫早の問題も絡みますけれども、やっていくことを、私たちは強く推し進めていかないといけないかなというふうに思っております。

○井手順雄委員 反論じゃありませんけれども、有明海から、荒尾から有明海沿岸の漁協というところの皆さん方は、他県の砂は望んでないんですね。私の言い方——状況を説明しますと、やっぱり有明海は有明海の砂でお願いしたいというのが要望なんですよ。

そして、県外とおっしゃいますけど、県外は外海だから掘っても環境破壊はないんだというようなことであれば、私はおかしいと思います。（「それはない」と呼ぶ者あり）県外から持ってくるのも、県外は環境破壊をして県外から持ってくるわけですよ。やはり熊本県で覆砂をしたいということであれば、有明海内で賄うというのが私は筋と思います。私はそう思っておりますので、これも、この意見というのは漁民の声なんです。荒尾から網田までの漁民の声が私の声なんですよ。

だから、それを十分に承知していただいて、閉鎖性水域だから有明海を掘ったらもう環境破壊になりますよと言うのなら、私が一般質問したように、海岸べたのヘドロを全部除去

してくださいと、これが環境破壊なんですよということなんです。

ですから、そこら辺は十分環境の委員会でも精査していただき、また、農林水産の委員長あたりにもいろいろ御審議いただければと、私の意見でございます。済みません。

○村上寅美委員 関連。

私が受けているのは、とにかく覆砂と、できるだけ県内の有明のやつをとということで、水産議連としては受けている。幹部会でも諮って、できるだけ有明海、しかし、足りない分は良質な県外産で結構だというふうにおれは受けとるぞ、井手君、そういうふう。

○九谷弘一委員長 大分時間も経過いたしました。これは、農林、環境、両方にまたがるものであります。いろいろと今後執行部も含めて議論をしながら、いい方向が見出せるように努力をしていかなきゃならないというふうに考えております。

ほかに何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○九谷弘一委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第7号について、一括して採決をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○九谷弘一委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号及び第7号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○九谷弘一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることにしてよろしいか、お伺いいたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○九谷弘一委員長 それでは、そのように取り計らわせていただきます。

次に、その他に入ります。執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、村山農村・担い手支援課長から順次報告をお願いします。

○村山農村・担い手支援課長 それでは、報告事項でございます。

農地改革プランについてでございます。

資料の方、まず第1に、経過ということで書いておりますけれども、昨年の6月に、骨太の方針におきまして、農地の確保、それから所有と利用の分離を提示されましたのが発端でございます。その後、12月にプランの方が発表されまして、今年になりまして2月に農地法等の改正案が衆議院へ提出されております。

その後、5月8日でございますけれども、衆議院において一部修正の上可決ということで、内容は、ちょっと後ほど説明いたしますけれども、一般企業の無秩序な農業参入を防止する等の理由により、一部修正が行われたということで、①の目的のところでございますけれども、「地域との調和への配慮」が追加されたこと、それから、②で、法人につきまして、役員のうち1人以上の者が農業に常時従事する要件を追加ということになっております。

それで、6月17日ですけれども、参議院において可決されまして、法律の施行は、法案の公布から6カ月以内ということになっておりますけれども、昨日公布されておりますの

で、年内には施行ということになると思われます。

2の目的でございますけれども、食糧供給力を強化し、食糧自給率の向上を目指すということで、下にアンダーラインを2つかけておりますけれども、農地の確保、それから農地の有効利用が2つの目的ということになっております。

3で主な内容でございますが、その2つの目的のうち、まず第1に農地の確保でございますけれども、①ということで、農地転用規制の強化ということで、アとして許可対象の拡大。

これまで、国とか地方公共団体が設置する病院、学校等につきましては、許可が不要であったわけですが、これも転用許可の対象となるということでございます。

それから、イで違反転用に対する罰則の強化が図られているところでございます。

②農振農用地区域内からの農地の確保でございますけれども、アで農用地区域からの除外の厳格化、いわゆる農振除外でございますけれども、農業担い手の利用集積に支障がある場合は、農用地区域からの除外を認めないこととされると、除外をする周辺の農業担い手に影響がある場合、支障がある場合には認めないという内容でございます。

イで今度は農用地区域内への編入促進でございますが、従来、編入する場合には面積基準が20ヘクタールであったわけで、それを引き下げるといふようなことで編入を促進するといふような内容になっております。

次に、2ページをお願いいたします。

2つ目の目的が農地の有効利用でございます。

まず、①で農地に権利を有する者の責務の明確化ということで、農地の所有権を持っていたり、あるいは貸借権を持っていたりする者につきましては、農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務規

定が設けられております。

②で農地を利用する者の拡大ということで、これは先ほど説明しましたとおり農業参入、法人の拡大ということでございまして、一般の企業であっても貸借があれば農業参入ができるということになっております。それで、ここに書いてありますとおり、貸借による場合は、農業生産法人以外の法人も農業への参入が可能となったということでございます。

それから、イで下限面積の緩和ということで、農地を取得する場合には、一定の経営面積が現行では50アール以上であったわけでございますけれども、これを各市町村の農業委員会が引き下げることができるようになるというところでございます。

以上のようなことが主な内容でございますけれども、想定される影響ということで書いております。

まず、①企業の参入による影響、アとして、担い手確保、耕作放棄地の利用促進ということで、こういうふうなものが一般の企業参入があればできるのかなど。ただし、イでございまして、地域農業との調和、先ほど冒頭で一部修正が入ったと申し上げましたけれども、新たに参入してくる企業と地域農業との調和、見きわめが必要となってくるというところでございます。

それで、2番目のイでございまして、そのように農地の適切な利用が責務となったりしますので、それを監視する者が農業委員会ということになりまして、農業委員会の事務が増大するということでございます。これにつきましては、今年度の政府予算の提案の中に体制の整備強化を上げているところでございます。

さらに、この法律の施行を見据えまして、農業委員会とか市町村の研修等も行っていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○宮崎農村計画・技術管理課長 国営川辺川土地改良事業いわゆる利水事業でございますけれども、その現状と今後の進め方につきまして御報告をいたします。

まず、現状でございますが、関係の6市町村長さんで組織をされております会議、関係6市町村長会議と言っておりますけれども、そちらにつきましては、国営での早期の事業再開並びに平成18年5月に農林水産省から提示がございました既設導水路の活用案、これを6市町村長の推奨案ということで合意がなされておりますけれども、相良村の議会におきましては、これに反対をされる議員の方が多数いらっしゃったということで、地元総体としての合意形成が不透明な状況でございましたので、事業主体でございます農林水産省としましては、平成21年度、今年度の予算要求につきましては、昨年度見送りをいたしまして、現在も引き続き事業が休止をしておりますという状況になっております。

このような中でございますが、4月10日、相良村の臨時議会におきまして、6市町村長推奨案、先ほど申しました既設導水路の活用案でございますけれども、これにつきましては、賛成少数ということで否決をされる一方、相良村の有識者会議、こちらが示しました別の案の推進決議を賛成多数で可決されておられるという状況でございました。

その後でございますけれども、本年4月19日に相良村議選が行われまして、その後、今月でございますけれども、改選後の定例議会におきまして、議員の発議によりまして、ダムによらない利水計画として農水省新案——先ほど申しました既設導水路の活用案でございますけれども、これを推進するという旨の決議案が提案をされまして、7対2の賛成多数で可決をされたということでございます。これが新しい動きということでございます。

同時に、この推進決議におきましては、農家の負担金の軽減、それから農家への営農指導、それから、こういったことにつきまして、あわせて決議がなされているところでございます。

6市町村会議におきましては、来年度、平成22年度からの事業再開に向けまして、事業主体でございます国の予算の概算要求の時期がでございます。本年8月を目途に、既設導水路活用案での地元合意形成に向けまして調整を進めていくということを確認されておられるところでございます。

次に、今後の進め方でございます。

本事業の再開に向けましては、今後、市町村、それから市町村議会につきましては、既設導水路の活用案での合意がなされたわけでございますけれども、今後、関係の土地改良区、具体的に申し上げますと、相良村の土地改良区、それから人吉土地改良区につきましてはの合意が必要でございます。また、再開後も、土地改良法に基づく計画変更、この手続におきまして、農家の3分の2以上の同意が不可欠でございます。こういったことから、今後とも、農家の方の御意見、それから要望等を踏まえまして、地元において合意形成が図られることが非常に重要だということを考えております。

県といたしましては、水が必要だと思われております農家の方のお考え、思いというものも頭に置きながら、引き続き、国や市町村の動向を見きわめながら、地元の合意形成に向けて必要な支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○前川収委員 委員長、この間の議運でも話が出ていましたけれども、12時に一回やっぱりちゃんと休憩はとって、別に午後しちゃいかぬというわけじゃありませんから、午後にもまた再開してもらえれば助かりますけど。

○九谷弘一委員長 はい、わかりました。

それでは、あと1人報告が残っておりますけれども、午後1時半から再開をさせていただきます。お許しをいただきたいと思っております。では、昼食に入らせていただきたいと思っております。

午後0時3分休憩

午後1時29分開議

○九谷弘一委員長 それでは、午前中に引き続き委員会を開催いたします。

大薄農村整備課長。

○大薄農村整備課長 それでは、中山間地域等直接支払制度について御報告いたします。

まず、制度の概要でございますが、平地に比べ自然的、経済的、社会的条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動等を通じて、農業・農村の持つ多面的機能を確保するため、5年間以上継続して農業生産活動を行う集落等に対し直接交付金を支払うもので、平成12年度に創設された制度であります。済みません、12の後に年が入っておりません。申しわけございません。

まず、1期対策として12年から16年まで、そして今2期対策として17年から21年までということで、今年度が最終年となっております。

熊本県の取り組み状況でございますが、実施市町村が35、協定締結面積が3万2,567ヘクタール、そして協定締結率が81.3%、協定締結数が1,383件、交付金額として23億2,600万円となっております。なお、この中で、面積におきましては全国第2位、支払い金額といたしまして全国で第5位になる見込みでございます。

次に、成果と課題を記述しておりますが、国では、今年度で対策期間が終了する本制度の今後のあり方等について検討が行われてお

ります。これと並行して、県としても、第三者委員会等の提言もいただきながら評価を行い、国に評価結果を送付しております。その概要を3の成果と課題、そして4の評価として整理しております。

なお、第三者委員会には、当委員会の副委員長でございます高野副委員長にも参加をいただいております。

成果と課題でございますが、まず、成果として耕作放棄地の未然防止、これにつきましては、ほとんどの集落が未然防止に役立ったと高く評価しております。また、中間評価等での市町村に対するアンケート等の結果から推計して、未然防止面積が5,700ヘクタールほどあるのではないかと、効果としてですね、と推測しております。

そして、共同活動により水路・農道等の適正管理、また、多面的機能の増進につきましては、特に、本県の協定農用地の約4割を占めます阿蘇地域の草地及び採草放牧地において、これらの農用地が適切に管理されておりますことから、日本を代表する阿蘇の雄大な景観が保たれていると評価しております。

また、集落機能の活性化、これにつきましては98%の集落が評価しており、世代を超えたコミュニケーション等の機会がふえ活性化が図られたと評価しております。

また、その他につきましても、記載のような成果があったと評価しております。

課題でございますが、制度の継続につきましては、制度の前提としまして安心して取り組めるような制度であってほしいと、そういった意味から制度の継続が課題として上がっております。

要件の緩和でございますが、ここに記載してありますように、対象地域、あるいは対象農用地の要件緩和、また、事業期間の短縮、返還に係る要件、体制整備の単価についての課題、こういうことが指摘されています。

また、③に書いてありますように、財政措置及び交付金の配分につきましても、現在、負担区分につきましても、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1でございますが、全額を交付税措置等により措置する、あるいは集落への配分のあり方等につきましても、柔軟性を生かせるようなシステムの検討が必要ということで上げられております。

4番目の評価でございますが、本制度につきましては、農業生産活動等を通じた耕作放棄地の未然防止や農地、水路、農道等の適正な維持・保全、多面的機能の増進、さらには集落活動の活性化など、先ほど上げました課題はありますが、いろいろな効果を発揮しており、中山間地域においては極めて重要な施策となっており、欠くべからざるものとなっているということで評価しております。

5番目の今後の進め方でございますけれども、県としては、本制度は中山間地域対策の最も重要な施策の一つとして位置づけており、高齢化・過疎化が進展する当該地域の実態に即した制度内容の改善提案も含めて、平成22年度以降も着実に実施されるよう、国に対して要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○九谷弘一委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○井手順雄委員 農地改革プランについてお尋ねいたしますが、現在、いわゆる集落内開発制度といったような、規制緩和じゃないですけども、住宅がもう農地かいわいでも建てられるような政策がされておるとい状況の中で、今回改革プランを見ますと、病院とか学校とか今まで要らぬだったのが転用の許可が要るとか、違反した場合には罰金が大きくなるとか、逆にそういう規制がかかっ

ていると。

それは、法人あたりがばらばら来て、どのこのようなことでこういうことだろうと思うんですが、これは逆に何かこう——傍らは、そうやって集落をもうちょっと住みやすい環境にしようといいながら、傍らはこっちで規制するという、整合性が何かとれぬような気がするんですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○村山農村・担い手支援課長 この改革プランの冒頭でも申し上げましたけれども、目的が食糧供給力を強化し食糧自給率の向上を目指すというふうな観点から入ってきている農地改革の話なものですから、優良農地を確保しながら食糧自給率を上げていくというふうな方向にあるわけでございますけれども、実際問題としまして農地転用とか農振除外の事務をやっておりますけれども、個別具体的な計画に基づきまして、市町村からの協議等を受けて、そのところは地域の発展といいますか、活性化といいますか、そういうものをやっぴり勘案しながら考えていかないかぬと思っておるところでございます。

○井手順雄委員 そうしたことだろうと思うばってん、合併問題が今いろいろ取りざたされる中で、やっぱりどこでも合併しようとする格好のところは、都市部と農村部で賛成反対というようなことが今騒がれとるですな。やっぱりそこが一番の問題だろうというふうに思うけれども、結局農村地区は、どがんかおらが町を都市計画的に開発していこうというのを、熊本市に編入させたら、もう一くくりで優良農地というような形で、もう農振外れんばいたというようところが私は一つのネックと思うんですね。

新たにこういう、強化されると今話がありましたように、優良農地を守っていくというのはよくわかります。しかし、時代の流れと

いうのも考えていかになくちゃいけないのかなという思いもあるわけですね。それで合併がなかなかできないというのが、私はもう本当に根っここの根っこだろうというふうに思いますので、そこら辺を——やっぱり集落内開発制度、熊本市ももう始まりました。

そういった意味では、これは私はどんどん推進して——我が家は田舎ですよ。もうみんな農地ですけれども、集落をふやしていこうと。もう小学校なんてね、1年生1クラス28人ですよ。熊本市であっても、そういう過疎化している状況であって、やっぱりそういう田舎のところは、集落にいろんな人に来てもらって、家を建ててもらって、人口増加を図って、やっぱり2クラス3クラスというぐらいの人間にしたいなという思いがあるわけですから、逆にこういうことをしてもらおうと、何かこう弊害があるのかなという思いがいたします。

そこで、この3の1番のイについて、今回6カ月30万が3年300万ということで強化されると。現時点において、こういう罰金を取ったとか、懲役になったとか、そういう事例はあるんですかね。

○村山農村・担い手支援課長　こういう農地法違反の場合には、市町村が指導をやったり、それからそれが県に上がってきまして、県が勧告したり、命令を出したりとか、そういうものがあるんですけれども、その先に告発とか代執行とかあるんですけれども、そして罰金とかもあるんですけれども、実際、是正指導とか、それから勧告とかまで出したところはあるんですけれども、実際問題として、告発をやったりとか、罰金が出たとか、代執行をやったりという例はない、ありません。

○城下広作委員　全く同じところを質問します。

私は、逆にこうやって罰則を強化するとい

う意図には、いわゆる優良農地、これと土地計画をやる部分というめり張りをつけようというねらいも逆に一方であると思うんですね。国の全体の食糧自給率も大変な話題になり、そしてある意味では耕作放棄地もどうにかしなきゃいけないという大きな農業の国策もあるわけですよ。

そういう中で、そのためにちゃんと優良農地の分の線引きとかを慎重に論議しながら、そこをある意味では農地じゃなくて宅地に受け入れようかと、いろいろやっているんですけども、今回こういう罰則を設けて強化するというふうになると、やっぱり形としてはめり張りをしっかりやるということで、ここは守っていくところ、ここは開発を認めるころというようなメッセージが伝わらないと、結局だらだらとこうなって、違反があっても罰則をしない、そうするといいんだというふうになって、何かこう一つの動きが結果的にまとまらないで、国民の中にも、いろいろと、どうでもいいんだというような形にまた受けとられてしまうと、何のために法改正するという意味がないから、やっぱりこういうところをちゃんとしっかりと、優良化にするところは優良化にするという論議をどんどんやっていいんですけれども、ただ、ここだけは優良農地で国費も投入したからだめなんだというめり張りという分をしっかりと行政としてはメッセージを出していかないと、結局こういうことを言ったって、じゃあ実際に罰則対象になつとるところが、勧告はしていません、処罰の対象になっていませんとなれば、どうにでもなるんだという解釈が逆に蔓延することがかえって怖いなと思って、だから罰則を強化しろということだけを言うてるんじゃないかと、本当に必要なところと必要ではないところと、こういうことをしっかりと徹底するというふうな機会にしなきゃいけないんじゃないかと思えますけれども、その辺はどうでしょうか。

○村山農村・担い手支援課長 まさに先生御指摘のとおりだと思ひまして、やはり違反件数というのが、毎年、これは例えば自分の住宅の隣に農地があったところを建て増したりとか、あるいは工場の隣に資材置き場を置いたりとか、あるいは農地と思わずに原野だったところを植林してしまつて農地でなくしてしまつたというのがあるわけですが、こういうふうなことで罰則強化をするということによって、抑止効果と申しますか、そういうのは十分にあるんだろうと思つております。

ですから、私どもも、法律施行まで半年ありますので、国からのいろんなガイドラインとか規則とか出しますので、それを十分周知を図つてまいりたいというふうに思つておるところでございます。

○城下広作委員 結構我々も相談を受けて、あそこは明らかに違反だけど、そのままダーティーな建物があつたりなんかして、結果的にさわらずじまいでなあなあに何十年もずっと見過ごしていると。そういうことをやると、結局あそこがしているからあそこもする、結果的に黙つとこうと、行政も黙つて見とこうというような形は、結構いろいろあるじゃないですか、どことは言いませんけれども。

こんなことを、この機会に、しっかりだめなところはだめ、そのかわり正しく申請して認めて拡充するとか、必要なんだというのはちゃんと論議をしていくということ、やっぱりこれを機会にしっかりと取り組むべき時期が来ているなということ、ぜひそういう取り組みをお願いしたいと思います。もう答弁はいいです、要望として。

○九谷弘一委員長 答弁はいいそうです。

ほかにありませんか。

○前川収委員 委員長、1つだけ済みません。

川辺川土地改良事業、利水事業の件ですけれども、先ほど御報告いただきまして、相良村議会において、推進決議、代替案の方でやるということ、代替案じゃなくて、既設導水路活用案ですね。それはありがたいことで早く進めていただきたいんですけども、2番の今後の進め方の中に「県としては、水を必要とする農家の思いを念頭に置いて、引き続き」云々と書いてありますけれども、県は、やっぱりこの事業はもともと必要だという前提から推進をなさってきたというふうに思つています、私はですね、これまでの経緯を見れば。そういう感覚の中から見れば、どうも他人事のような書きぶりに見えて私は仕方ない。

県としては、「水を必要とする農家の思いを念頭に置いて」ということよりも、県の農業施策の中で、かの地においてこの事業が必要かどうかという視点をやっぱりきちっと置いて、必要であるという前提であるならば、もっと積極的に推進していくというような書きぶりじゃないと、以前と少し書きぶりのニュアンスが変わっているような気が私にはしておりますけれども、その辺の思いというのはどうなんですかね。

○宮崎農村計画・技術管理課長 今、前川委員の方からお話ございましたけれども、県としましても、本地域で新たな営農の展開を図るというために水の確保が課題であるということについては、まさしく認識をしておるところでございます。

ただ、資料でいいますと、次のページにあるわけでございますけれども、やはり土地改良事業すべてでございますけれども、最終的には農家の方の合意、この場合については、先ほど御説明をいたしましたように、変更計画の合意をいただくと、それまでのプロセス

なりというのは非常に大切になってまいります。これは、事前協議をこれまでやってきたというところからでも、そのとおりだと思っております。

それで、御指摘の県のスタンスがというところをございますけれども、これまで、県としまして、事前協議の中で、面積を、基本的には水が必要だというところに絞ってきたというところがございます。

それで、今後の方針といたしまして、基本的には、これまでこのようなスタンスで地元の方が事前協議の中で基本的には必要だというところに絞ってきて国が計画を立てておりますので、そういったことを当然踏まえながら、県としても、水が必要だというところの課題は当然承知をしておりますので、地元の方でしっかり合意が図られるように必要なサポートをしていきたいということにつきましては、従来と基本的には同じだと考えております。

○前川収委員 何かよく今のはわかりにくかったんですけども、変わらないということですね、じゃあ。今まで県は基本的には推進してきているわけですね、事前協議も含めて……（「はい」と呼ぶ者あり）ずっとやってきて、もちろんこれはわかりますよ、3分の2の同意が必要だというのは。前に進むときも必要ですし、やめるときだって必要なわけですよ。

ですから、これは事業を仮に廃止するということであっても、土地改良法上に定められた3条資格者の3分の2の同意という部分については法律要件であるということはよくわかっていますが、基本的に県がやっぱり必要であるということの認識を持っているという前提——皆さんが要るならばやりましょうというような形にしか読み取れないという部分が、私は、この文章からはそういう感じに個人的には受けとめていますけれども、そうじ

やなくて、県としては、これまでの経緯も含めて、かの地において球磨郡の南北格差の話もよく出るじゃないですか。北部台地と南部台地においては、水の需要があるかないかで生産性が半分しかないという南部台地の現状というものを見れば、やっぱり水は、社会資本、インフラとして、農業社会資本として必要だというような、これはやっぱり行政としては、きちっと県としての考え方というのはもっとはっきり私は言うべきだと思いますよ。

その上で、その上に立って水を欲する住民、3条資格者の3分の2の同意が前提条件でありますと、それはもうわかっていますけれども、行政運営上はこれは必要ですよという意識はやっぱりちゃんと持たないと、何かその辺が前はちゃんとわかってたようだけど、今回この紙だけかもしれないけれども、少し後退しているようなニュアンスに見えてしまっていますけれども、部長、その辺は変わりないんですね。

○廣田農林水産部長 基本的には、今おっしゃるような球磨郡での農業所得等の格差が明らかに100万ぐらいあるというのは、本当に水が第一の原因だというふうに思います。

それで、一応こういう慎重な言い回しになっておりますのは、一回今の事態になったのが、最高裁の判決を受けて3分の2同意というのが課題になったものですから、逆に3分の2を確保した上で、県のあれを重ねていくというようなことになるんだろうと思っております。

○前川収委員 ただ、行政上必要であるかどうかという判断というのは、これは県は県で必要か、いや要らないかというのは、それははっきりしないと、むしろ受益者の人たちが方が迷っちゃうんじゃないですか、これまでとのかかわり方の中身を見れば。

県は、やっぱり農業政策上必要だという前提にこれまで立ってきたのに、何か今一步下がっているような感じの書きぶりに見えることは、今までの経緯から見ても何か少し後退したような雰囲気には見えてしまって、農家の同意が必要であることはもう当然です。前提条件であることはみんなわかっていますが、その上に立って、やっぱり県としては、あの地域の農業施策としては必要だということはちゃんとたい込むべきだと私は思いますので、これは意見として言っておきます。

○平野みどり委員 今の前川委員の御質問等に補足ということなのですが、当初の利水計画の中での3分の2のときも、その3分の2は確かなのかというような議論もあったぐらいなわけですから、今回の3分の2も、時代は随分変わっていて、農業の後継者の方々の状況という部分も含めて、3分の2の方々が将来的にも県がきちんと個々の営農について取り組んでいくんだと、これからさらに農業に対しての国のてこ入れも今後手厚くなるので、そういう部分でのビジョンはしっかりと描かないと、この3分の2の皆さんたちは不安になると思うんですよね。農家の負担もありますしね。そういう意味では、本当に県の姿勢というか、ここの地域への県の農業ビジョン、これがこの同意に不可欠だろうなというふうに思いますが、よろしいでしょうか。お願いします。

○宮崎農村計画・技術管理課長 今、平野委員おっしゃったように、水というのは道具にすぎませんので、それをいかに使っていて営農をやっていただくかと、つまりそれが営農のビジョンということになると思います。それは非常に重要なことだと思っておりますので、そのあたりにつきましても、今後国がやれること、もちろん県がやれること、

地元で努力をいただくこと、いろいろあると思いますので、そのあたりにつきましても、しっかり議論をしてまいりたいというふうに思っております。

○前川収委員 道具がないから困ってらっしゃるんだから……。

○濱田大造委員 中山間地域で耕作放棄地をお聞きしたいんですが、非常に有効な取り組みと考えているんですが、熊本県では、ここ近年耕作放棄地が1万ヘクタールを超えてると思うんですが、適用外の耕作放棄地に対して、どういう有効な対策を考えられているのかをちょっとお聞きしたいんですが。ちょっとずれて申しわけないんですけども。

○村山農村・担い手支援課長 農村・担い手支援課でございます。

耕作放棄地につきましては、平成17年度に農林業センサスで調査し、そのときに1万1,000ヘクタールぐらいございました。昨年度、実態調査を、これは市町村——センサスというのは、農家の皆さんが、この土地は耕作放棄地だという、そういうことで申告されたわけですけども、実際そうなのかというのを、昨年度各市町村から上げてもらった調査をやっておりまして、それにつきましては、1月末に締め切った段階で、中間だったんですけども5,100ヘクタールぐらいございまして、それから、それはまだ中間だったものですから、5月末にまた一応全部出たんですけども、まだ精査を今ちょっとやっていますけれども、6,700ヘクタールぐらいというふうになっています。

その差は何かといいますと、先ほど申しましたとおり調査の方法が若干違うというのと、一つは、差の中に休耕田ですね。要するに、耕作放棄地というのは、1年耕作されてなくて、その後も耕作される見込みがないも

のを耕作放棄地と言っているんですけども、休耕田というのは、たまたまそこに耕作してないところを休耕田にするものですから、それが入っているのかなということで考えて、それだけ差がございます。大体私どもは、対策を打つときには、後の方の6,700の方の数字を対象にしたいと考えておるところでございます。

先ほどありました中山間地域のこの制度は、その中でも、先ほど農振のときにも説明しましたけれども、農振農用地ですね。最も優良農地ですけども、そこが対象になっております。

今回の国の方の事業でも、そちらの方に対しては、例えば復元した場合に、その復元のやり方によって3万円から6万円で補助金が出たり、あるいは土づくりをやったら2万5,000円出たり、また、営農活動をやったら2万5,000円とか、そういうのがあるんですけども、それは農用地区域でございます。

県としましては、農用地区域外のところにも、やはり、例えば景観が重要なところであったりとか、それから病害虫が発生したりとかというのがあったりしたらやっぱりいけないということで、そこら辺に対しては、県独自の施策ということで、1反当たり3万円、とにかくそれは復元でもすれば3万円というのでやることにしているところでございます。

○濱田大造委員 ありがとうございます。

○九谷弘一委員長 ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○九谷弘一委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○高野洋介副委員長 委員会からの意見書提出について提案したいと思います。

アノアオサの大量発生及び有害赤潮発生に係る対策と原因究明に関する意見書についてでございます。

御承知のとおり、玉名市菊池川河口で、昨年9月ごろから発生し始めたアノアオサは、4月末には河口域干潟のほとんどを覆い尽くすまでに増加しました。夏季に向けて水温が上昇するとアノアオサが枯死・腐敗し、アサリ等に影響を及ぼす可能性があります。

現在、県単事業により、玉名市とともに財政支援を行うこととしておりますが、今回の回収作業が終わっても、秋以降再び繁茂するおそれもあり、ノリ等への影響も懸念されます。

また、有明海・八代海で発生する有害赤潮についても、有効な予防策・対処策がない等同様の問題を抱えているのが現状であり、一たん被害が発生した場合、養殖業者等の経営へ大きなダメージを与えるだけでなく、地元自治体も含め、死魚の処理等に多額の費用が必要となっております。

今後、今回のようなアノアオサの大量発生や有害赤潮の発生を自然災害と位置づけた上で、速やかに対策が講じられるような国庫補助事業の創設、地元自治体が対策に要した経費への特別交付税の措置及び大量発生の原因究明や被害の予防策についての研究体制の構築などの対策を要望する意見書を国に対して提出することとし、この議案を本委員会から提出していただけるよう考えておりますが、いかがでしょうか。

以上です。

○九谷弘一委員長 本委員会から意見書を提出していただきたいという提案であります。

意見書がありますので、ただいまから事務局に案を配っていただきたいと思います。

(資料配付)

○九谷弘一委員長 文言等の誤字脱字がございましたら、また言っていただければと思

ます。

それでは、この意見書案により、委員会提出議題として本会議に提出したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○九谷弘一委員長 御異議がないようですので、この意見書案により、議案を提出することに決定いたしました。

ほかに何かございませんか。

○井手順雄委員 いいですか、1つ。

国に対して、この経済対策の中で、こういう対策費というか国の方からの支援というのがあるやに聞いておりますけれども、実質どういう支援であって、またいつごろの取りまとめというか、まだわからぬでしょうけれども、予測としてよろしくお願いします。だれか、神戸さん。

○神戸水産振興課長 水産振興課でございます。

今回のアナアオサの大量発生につきまして、漁協さんが漁場管理をしているということから、漁協が事業主体として市と県で一応支援するという形をとっております。

その中で、三者で一応いろいろお話し合いをしたわけですが、国庫補助事業につきましては、今回の緊急性にかんがみまして、早いものでも7月以降、実際開始できるのが8月とか、そういうことがございましたので、今回は漁港漁場整備課の方の県単の事業で一応事業を行ったところでございます。

それと、国の方の事業について若干御説明申し上げますと、省エネルギーの事業というのがございまして、輪番制で10分の1ずつが休業してアオサの処理をするというような事業であるとか、あとは緊急雇用対策の中で緊急雇用で処理をするという事業もございました。これにつきましては、当該地域が農業と漁業の兼業であるということから、なかなか

失業者として認められにくいという事情もございました。ということで、これについては、一応断念したということがございます。

それと、最後になりますが、まだこれは国の方でも要綱・要領がはっきりしない部分があるんですが、省エネの絡みでつくられた事業でございますけれども、省エネの10分の1が輪番制でやるというのに加えて、漁業者以外の人を5人参加させれば事業をやってもいいよという事業がございましたけれども、これにつきましても、基本的に今アサリ漁業がアサリがおりませんので休業中ということで、これについてもちょっと要件が合わなかったということでございます。

今後の発生というのが予想されるというか、起こらない方がいいんですけども、また発生した場合については、国等と協議しながら、要件の緩和等について国と話し合いをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○前川収委員 今回の意見書の内容については、もう異議なしでありますから、このとおりだと思いますけれども、県行政の感覚の中で、今ある制度で何かやるというのは、もちろん制度の中でしか動けないのが皆さんのお立場ですからよくわかりませんが、意見書の意味からすると、陸上にある災害と同じような感覚で、海上、海の災害と言うんですかね、そういう定義をつくる必要があるんじゃないかということだと広く受けとめてほしいと思っています。

ですから、皆さんにもぜひそういう感覚を持っていただきたい。というのは、陸上の災害については、これは当初予算の中から想定で費目だけ予算を組んで、1円とか5円とかそんなことはないかもしれぬですけども、組んでいるじゃないですか。そして、災害が発生した場合には速やかに対処ができる予算構成をしているでしょう。

ところが、この海の災害は何もないですね。費目もなければ何もないですね。発生した時点で市町村と話し合っ、て、どうしましょうか、だれが何を出すんだという話をしなきゃならないから、それだけで1カ月、2カ月すぐ済んでしまって、すぐ対処できれば最小限の経費で最小限の被害で済むかもしれないものが、結局そういった事務的な作業とかで時間がたつて、また広がってしまったということ。これはアナアオサだけじゃなくて、赤潮だってそうかもしれません、対処策があるかないかわかりませんが。

それから、これは熊本には余り関係ないかもしれませんが、全国的に見ればエチゼンクラゲですか、何かテレビでよくやっていますけれども、すごい大きなクラゲがもう海じゅうに繁茂しているとか、こういうのは海の災害というような定義を地方から国に向けて発信しながら、そういうものがあつたときには、速やかに後の心配はせずに予算執行をしながらやれるような、陸の災害と同じような海の災害という、そういう定義をしっかりと国に——この意見書1枚でできるかどうか、これは非常に疑問ですけれども、こういうのをやっぱり地方から提言していくという、そういう思いをしっかりと持ってもらいたいなというふうに思っています。

ですから、こんなのは、今毎年国から県に対する御提案——昔は要望と言っていましたけれども、提案という形でやっている中にもちゃんと入れ込んで、一つ一つの個別案件は当然大事ですけれども、そういった物事の考え方の定義をしっかりと海の中でも位置づけるという、そういう意識で動いてもらいたいと思いますので、その先鞭を切る形で我が委員会からこの意見書を出していただくというのは非常に大きな意義があると思いますので、そういう形で執行部の方も同じ意識を持っていただきたいというふうに思います。

私は以上です。もう別に答弁は要りません。

○城下広作委員 前川委員の言われるとおり、まさに災害という位置づけをすると、本当に素早くできると思います。ちょうど今回の予算の中に、外国からの漂着ごみの部分で50億予算がついているんですけども、熊本県にちょっと私も確認したら、余り熊本は外国から漂着ごみが来ない、よその県、長崎や鹿児島に行くけれども、たまたま熊本には漂着ごみが来ないから予算化の分は余り考えてないという話もあつたんですけども、漂着ごみを一つの例として、やはり何か不測の事態があるとなれば頑張れば予算化できるというのも現実にやっぱりできましたから、ぜひ考えていくべきだというふうに——私も、これは災害の位置づけでしっかりやるということは、今回も今から以後もずっとあると思うんですよ。僕も大事なことだと思います。

それと、せつかくですから、漂着ごみは熊本県として改めて予算化をして、外国から来る漂着ごみ、これを除去するという格好は、考えていないのか、いるのか、ちょっとここだけ確認させてください。

○福島農林水産部次長 漂着ごみにつきましては、私が前に廃棄物対策課長をしていた関係でちょっとお答えさせていただきますと、県としての一応の取りまとめを廃棄物対策課がやっております。そちらのところで、漂着ごみについては、関係各部各課をまとめながら対応していくというような形になっております。農林水産部として、直接その部分についての予算化とか、そういうものについては、今のところまだやっております。

○城下広作委員 この漂着ごみというのは、あくまでも外国ということのごみという回収だけに限定されてたんですかね。それとも、通常海岸にあるものにも利用するという、幅広く利用するということはできないんですか

ね。

○福島農林水産部次長 申しわけありません。私も離れておりますので、不確かだということを前提にちょっとお話しさせていただきますと、当時、平成18年ごろにつきましては、今もそうかもしれませんが、先生がおっしゃられましたように、長崎とか福岡、それから福井方面にたくさん中国、韓国の名前が入っているのが出ておまして、そのときにどう対応するんだということで、各県の対応窓口もそのときにできていった経緯がございます。それから、環境省がその調査を始めるというようなことを、その当時始めたところでございます。

先生がおっしゃったような予算化については、今回の案みたいなものでも私が見たことがございます。それについてどう対応しているのかというのは、ちょっと申しわけございません。農林水産部として情報を持っておりません。

○城下広作委員 多分想定は、国が考えていたのは外国からのごみなんです。これが来たら除去しようと、各県手を挙げたら使おうというような形なんですけれども、これを拡大解釈して、漂着ごみというのはいろんな意味でいろんな条件で流れてくるわけですから、これにも活用できればありがたいなと思いますけれども、ぜひ、そういうのが運用できれば、あの予算を使うということも有効な方法じゃないかというふうに思います。

○九谷弘一委員長 要望でよろしゅうございますか。

○城下広作委員 はい。

○九谷弘一委員長 ほかにございませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)

○九谷弘一委員長 なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、陳情・要望書が1件出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回農林水産常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時10分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長